



八潮市 スポーツ推進計画

だれもが

● 「する」

● 「みる」

● 「まなぶ」

● 「ささえる」

スポーツやしお



ハッピーこまちゃん

2019 (平成 31) 年 3 月 八潮市

はじめに

スポーツは、心身の健全な発達や、健康、体力の保持・増進等、だれもがいきいきとした潤いのある生活を実現するため、欠かすことのできない大切なものです。

本市では、平成21年2月8日に「八潮市健康・スポーツ都市宣言」を行い、スポーツを通して豊かな心と健康な体をつくり、世代間の交流を図るため、各種スポーツイベントを実施するとともに、スポーツ関係団体に対する支援など、様々な施策に取り組んでまいりました。



また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定もあり、老若男女問わず幅広い年代において、スポーツに関する関心は日々高まってきております。

そのため、本市では、だれもが生涯を通じて、身近な場所でスポーツに親しみ、楽しむことができるまちづくりを推進するため、『だれもが「する」「みる」「まなぶ」「ささえる」スポーツやしお』を基本理念とした「八潮市スポーツ推進計画」を策定いたしました。

本計画により、市民の皆様の健康増進と、競技を通して親睦がさらに深まるとともに、「世代を超えたふれあいの輪」が築かれることに期待するものです。また、スポーツ推進施策の充実・強化につなげることにより、本市からオリンピック・パラリンピックに出場するようなトップアスリートが育成されることも心から願うものです。

結びに、本計画の策定にあたり、スポーツ推進の取組みに貴重なご意見・ご提言をいただきました「八潮市スポーツ推進審議会」の委員の皆様や、ヒアリング調査にご協力いただいた障がい者関連団体・八潮高等学校、八潮南高等学校の皆様、またアンケートにご協力をいただいた市内の小・中学生や市民の皆様に心より感謝を申し上げます。

2019(平成31)年3月

八潮市長 大山 忍

目 次

第1章 計画の概要	1
1 策定の背景.....	1
2 本計画におけるスポーツの定義.....	2
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画の期間.....	3
第2章 八潮市のスポーツを取り巻く現状と課題	5
1 八潮市のスポーツ環境.....	5
2 市民のスポーツ活動に関する実態.....	10
3 ヒアリング調査の結果.....	21
4 八潮市のスポーツに関する課題.....	24
第3章 計画の基本的な考え方	27
1 基本理念.....	27
2 基本目標.....	28
3 数値目標.....	29
4 施策体系.....	30
第4章 施策の具体的な展開	31
1 スポーツへの参加機会の充実.....	31
2 スポーツ活動を支える人材と団体の育成.....	36
3 スポーツの場の充実.....	39
4 スポーツを通じたまちづくり.....	40
第5章 計画の推進体制と評価	43
1 推進体制.....	43
2 評価と見直し.....	44
参考資料	47
1 八潮市スポーツ推進審議会条例.....	47
2 八潮市スポーツ推進審議会委員名簿.....	48
3 八潮市スポーツ推進計画策定委員会要綱.....	49
4 八潮市スポーツ推進計画策定委員会委員名簿.....	50
5 八潮市スポーツ推進計画策定検討経過.....	51
6 八潮市スポーツ推進計画の策定に係る諮問及び答申.....	52
7 スポーツ基本法.....	53

第1章 計画の概要

1 策定の背景

ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定を契機に、スポーツに対する機運が高まっています。また、少子高齢化や人口減少、グローバル化、人工知能(AI^{※1})等の技術革新などの進展に伴い、スポーツに対する価値や期待は多様化し、スポーツの楽しみ方や政策の方向性も変化してきました。

国のスポーツ政策の動向をみると、2011(平成23)年に施行されたスポーツ基本法を契機として、スポーツ基本計画の策定(2012(平成24)年)、スポーツ庁の設置(2015(平成27)年)、第2期スポーツ基本計画の策定(2017(平成29)年)など、スポーツの推進に向けた環境づくりが急速に進展しています。このような流れを受けて、従来からスポーツ政策として力を入れてきた学校体育の充実や競技力の向上に加え、スポーツを通じて健康増進や地域活性化などの社会の課題解決に関わる施策も展開されています。

埼玉県は国の第2期スポーツ基本計画を受けて、2018(平成30)年4月に第2期となる埼玉県スポーツ推進計画を策定し、「スポーツ参画人口の拡大」、「子供のスポーツ活動の充実」、「スポーツを通じた地域の活性化」、「世界に羽ばたくトップアスリートの輩出」の4つの柱でスポーツ施策を推進しています。

本市では、市民一人ひとりが、生涯にわたり健康づくりを心がけ、スポーツに親しむとともに、地域のふれあいを通じて、明るく活気のあるまちづくりを推進するため、2009(平成21)年2月8日に「八潮市健康・スポーツ都市宣言」を行いました。

また、2016(平成28)年3月に策定した第5次八潮市総合計画に基づき、「健康福祉・子育て」分野でスポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくりを進めており、2018(平成30)年3月には、「八潮市新スポーツ施設整備基本構想」を策定しています。

以上のことから、昨今のスポーツに関わる社会情勢や国・埼玉県のスポーツ政策の動向を踏まえつつ、本市におけるスポーツ関連施策と整合性を図りながら、市民のだけれども、生涯を通じて、身近な場所でスポーツに親しみ、楽しむことのできるまちづくりを目指した「八潮市スポーツ推進計画」を策定しました。

※1 「Artificial Intelligence」の略称であり、日本語では「人工知能」と訳されています。総務省が公表した「平成28年版情報通信白書」によると、人工知能の定義が困難であることを指摘した上で、AIを「知的な機械、特に、知的なコンピュータプログラムを作る科学と技術」としています。

八潮市健康・スポーツ都市宣言

わたくしたち八潮市民は、生涯にわたり健康に関心を持ち、スポーツに親しみ、地域のふれあいを通して明るく活気あるまち「やしお」の実現をめざし、ここに「健康・スポーツ都市」とすることを宣言します。

- 1 健康づくりに心がけ、バランスの良い食生活を送ります。
- 1 健康づくりに心がけ、明るく規則正しい生活を営みます。
- 1 スポーツをとおし、豊かな心とたくましい体をつくります。
- 1 スポーツと健康づくりを地域に広め、

世代を超えたふれあいの輪を築きます。

平成 21 年2月8日

2 本計画におけるスポーツの定義

本計画では、スポーツを、オリンピック・パラリンピックや学校の体育・運動部活動における競技種目だけではなく、ウォーキングや軽い体操、レクリエーション活動(ダンス、鬼ごっこ、ボール遊び等を含む)など、身体活動すべてを広く捉えます。

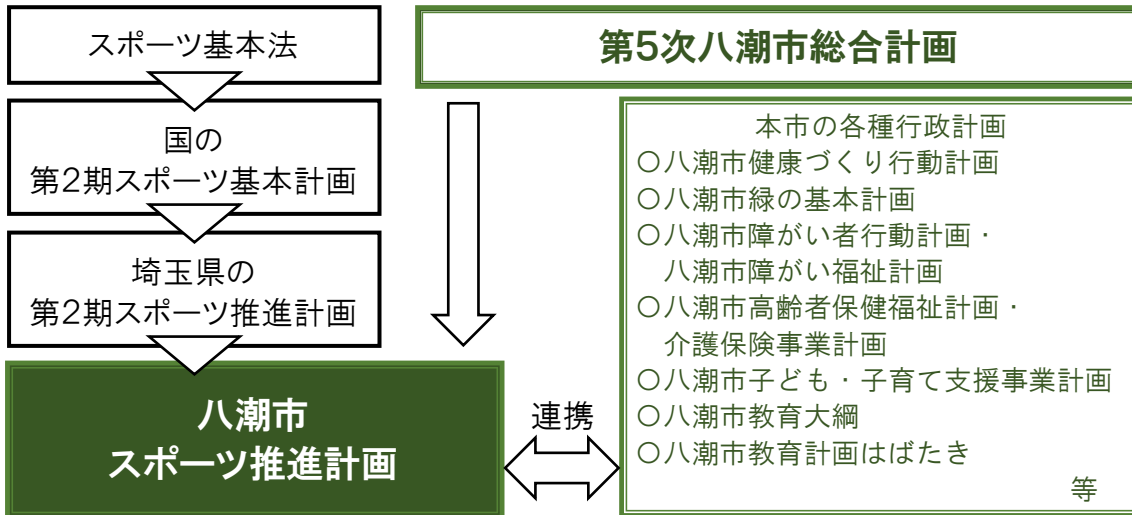
また、指導者やボランティアとしてスポーツ活動を支えたり、健康増進や競技力向上などに役立つ情報を取り入れることなど、スポーツに関わる活動全般についても、本計画の対象とします。

このように、本計画ではスポーツという概念や活動を広く定義します。

3 計画の位置づけ

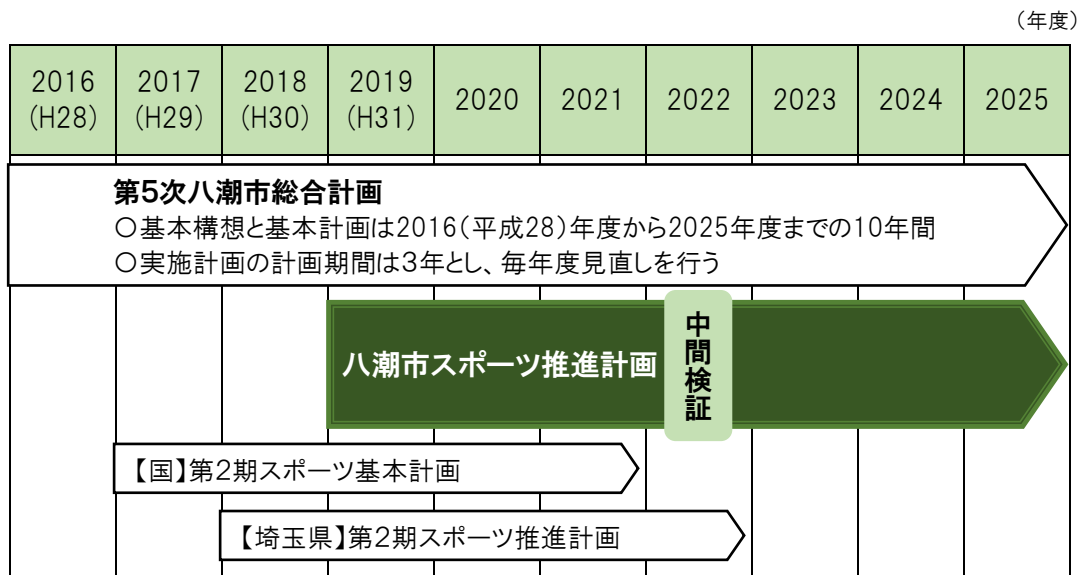
本計画は、スポーツ基本法第10条の規定に基づく「地方スポーツ推進計画」であり、本市がスポーツを推進していく上で目指すべき施策の方向性や取組を体系的に示したものです。

計画の策定にあたっては、国の「第2期スポーツ基本計画」と「第2期埼玉県スポーツ推進計画」を参考にするとともに、第5次八潮市総合計画で掲げられているまちづくりの基本理念を踏まえ、本市の各種行政計画と連携を図ります。



4 計画の期間

本計画の期間は、第5次八潮市総合計画の終了年度に合わせて、2019(平成31)年度から2025年度までの7年間とします。計画期間内であっても、社会情勢の変化や国・埼玉県の動向等を踏まえ、適切な施策の推進を図るため、2022年度に中間検証を実施し、必要に応じて計画を見直します。



第2章 八潮市のスポーツを取り巻く現状と課題

1 八潮市のスポーツ環境

本市のスポーツ環境について、「スポーツ団体の活動状況」、「スポーツ施設の整備状況」、「スポーツ教室・イベント等の実施状況」の3つの視点でまとめました。

(1) スポーツ団体の活動状況

① 八潮市体育協会

八潮市体育協会は、競技力の向上とともに、それぞれの年代、性別、レベルにあわせスポーツを生きがいとして楽しむスポーツフォアオール(生涯スポーツ)を推進し、豊かなスポーツライフの実現を目指すことを目的とし、1969(昭和44)年4月に設立されました。2018(平成30)年度は、水泳や卓球、野球(軟式)、ボウリング、ソフトボールなど、18団体が加盟しています。

八潮市体育協会の加盟団体

No.	加盟団体	構成団体数	合計人数	No.	加盟団体	構成団体数	合計人数
1	水泳連盟	3	1,540	10	柔道連盟	4	128
2	サッカー協会	8	213	11	ソフトボール連盟	24	312
3	硬式テニス協会	12	227	12	バドミントン連盟	10	110
4	バレーボール連盟	16	246	13	剣道連盟	5	94
5	バスケットボール協会	11	151	14	空手道連盟	4	185
6	ソフトテニス連盟	1	23	15	ボウリング連盟	25	318
7	卓球連盟	37	598	16	市民ゴルフ連盟	1	120
8	野球連盟	27	565	17	スキー連盟	1	21
9	相撲連盟	10	150	18	寿野球協会	11	211

(2018(平成30)年4月現在)

②八潮市スポーツ少年団本部

八潮市スポーツ少年団本部は、スポーツを通じて青少年の健全な心身を養成するとともに社会の一員としての修練を積ませ、この主旨に賛同して加盟した各少年団を後援し、国の登録認定ならびに育成指導を行うことを目的として1984(昭和59)年4月1日に設立されました。2018(平成30)年度は、野球やミニバスケットボールなど、6種目が加盟しています。

八潮市スポーツ少年団本部の加盟団体

No.	種目	構成団体数	団員数
1	サッカー	4	200
2	野球	12	186
3	柔道	1	27

No.	種目	構成団体数	団員数
4	空手	2	26
5	ミニバスケットボール	7	260
6	バレーボール	1	11

(2018(平成30)年4月現在)

③八潮市レクリエーション協会

八潮市レクリエーション協会は、スポーツ・レクリエーションを通じて、市民の心身の健康増進を図るとともに、関係団体相互の連絡と協調を密にして、レクリエーション活動の推進を図るために、1992(平成4)年2月に設立されました。現在は、それぞれの加盟団体に事業を委託し活動しているほか、毎年9月には、市民が気軽にレクリエーションに親しめるきっかけづくりの場として、加盟団体が協力して市民レクリエーション大会を開催しています。2018(平成30)年度は、グラウンドゴルフ協会や新日本舞踊歌謡連盟など、9団体が加盟しています。

八潮市レクリエーション協会の加盟団体

No.	加盟団体	構成団体数	会員数
1	ダンススポーツ連盟	4	52
2	グラウンドゴルフ協会	28	301
3	フォークダンス連盟	2	20
4	新日本舞踊歌謡連盟	12	136
5	ソフトバレーボール同好会	2	8

No.	加盟団体	構成団体数	会員数
6	やしお歩け歩け協会	1	106
7	インディアカコスモス	1	18
8	ローンボウルズ愛好会	1	38
9	中川会歌謡愛好会	1	9

(2018(平成30)年4月現在)

④八潮市スポーツ推進委員協議会

八潮市スポーツ推進委員協議会は、市の非常勤特別職として、市が行うスポーツに関する事業への協力をしているスポーツ推進委員が、より市民が気軽にスポーツに親しみ楽しむことができるよう、自主的に活動をするために設立されました。毎月さいかつぼーる^{※2}教室を開催するなど、スポーツ・レクリエーション活動の支援・普及を行っています。

※2 埼玉県の東部(埼玉葛地域)で考案されたスポーツです。柔らかいおにぎり型のボールで行うため、バウンドの方向が予測不能で、子どもから大人まで世代を超えて手軽に楽しむことができます。

(2)スポーツ施設の整備状況

市内には、文化スポーツセンターをはじめとする屋内スポーツ施設(3か所)、その他屋内施設(5か所)、テニスコート(4か所)、野球場(3か所)、運動広場(5か所)などのスポーツ施設があります。

市内のスポーツ施設

No.	施設名	所在地	概要
		利用可能時間	
屋内スポーツ施設等			
1	文化スポーツセンター	八潮三丁目 31 番地 9:00～21:00	体育室、トレーニング室、講堂、研修室、和室
2	鶴ヶ曽根体育館 (エイトアリーナ)	大字鶴ヶ曽根 1535 番地1 9:00～21:00	体育室、多目的室
3	勤労者体育センター (ゆまにて)	大字南川崎 523 番地 9:00～21:00	体育室、軽運動室 等
その他屋内施設			
4	八潮市文化会館 (八潮メセナ)	中央一丁目 10 番地1 9:00～21:30	練習室
5	八潮市民文化会館駅前分館 (八潮メセナ・アネックス)	大瀬一丁目1番地1 9:00～21:30	多目的ホール3室
6	やしお生涯学習館	大字鶴ヶ曽根 420 番地2 9:00～21:30	軽運動室
7	コミュニティセンター	大字八條 665 番地 9:00～21:00 注1	ホール
8	八條公民館	大字八條 2753 番地 46 9:00～21:00	大ホール
テニスコート			
9	八条親水公園テニスコート	大字八條 1620 番地3 7:00～21:00	ハードコート3面
10	八潮北公園テニスコート	大字新町 30 番地 7:00～21:00	ハードコート2面
11	松之木公園テニスコート	緑町三丁目 19 番地 7:00～21:00	ハードコート2面
12	大原公園テニスコート	八潮三丁目 27 番地 7:00～21:00	ハードコート2面
野球場			
13	大原公園野球場	八潮三丁目 31 番地 7:00～19:00 注2	野球場1面
14	大瀬運動公園野球場	大字大瀬 1304 番地 7:00～19:00 注2	野球場2面
15	八潮北公園野球場	大字新町 30 番地 7:00～21:00	野球場1面

No.	施設名	所在地	概要
		利用可能時間	
運動広場			
16	八潮南公園運動広場	大字大瀬 1847 番地8 7:00～19:00 注3	ソフトボール、少年野球
17	八條幸之宮運動広場	大字八條 2338 番地1 7:00～19:00 注3	ソフトボール、少年野球
18	鶴ヶ曽根下河原運動広場	大字鶴ヶ曽根 2214 番地 7:00～19:00 注3	ソフトボール、少年野球
19	鶴ヶ曽根運動広場	大字鶴ヶ曽根 1687 番地1 7:00～19:00 注3	少年サッカー グラウンドゴルフ
20	中川やしおスポーツパーク	大字二丁目 1585 番地 7:00～19:00 注2	多目的広場

(2018(平成 30)年 10 月現在)

注1:月曜日は 17:00 まで / 注2:11 月～3月は 17:00 まで / 注3:10 月～3月は 17:00 まで

(3)スポーツ教室・イベント等の実施状況

①市主催の教室

本市では、市民の健康・体力づくりの増進を図るため、春夏秋冬のシーズンごとに10種類程度のスポーツ教室を実施しています。初心者向けや、親子で参加できるプログラムもあり、2017(平成29)年度は、38教室、760人の参加者がありました。1教室あたりの平均参加人数は20.1人でした。

②八潮市体育協会加盟団体主催の大会・教室

八潮市体育協会に加盟している18団体は、委託事業として大会・教室を実施しています。2017(平成29)年度の事業では、1月に開催された「第53回八潮市内一周駅伝大会」が678人(113チーム)と、最も多くの参加者がありました。

③八潮市スポーツ少年団本部の事業及び研修

八潮市スポーツ少年団本部は、スポーツに関わる事業及び研修を実施しています。2017(平成29)年度の事業(市内の事業のみ、会議や県の事業等は除く)では、7月に鶴ヶ曾根運動広場で開催された「第22回スポーツ少年団本部フェスティバル」が390人と、最も多くの参加者がありました。その他、指導者等を対象とした研修会を開催しています。

④八潮市レクリエーション協会の事業

八潮市レクリエーション協会は、年間で計13の大会やイベントを実施しています。2017(平成29)年度の事業では、9月にエイトアリーナや鶴ヶ曾根運動広場などで開催された「第23回八潮市民レクリエーション大会」が延べ300人と、最も多くの参加者がありました。

⑤八潮市スポーツ推進委員協議会の事業

八潮市スポーツ推進委員協議会は、市民が気軽にスポーツに親しんでもらうための事業を実施しています。2017(平成29)年度の事業では、6月にエイトアリーナで開催された「第6回八潮市民さいかつぼーる大会」が、16チーム108人と、最も多くの参加者がありました。その他、2月には親子で参加できる「親子ふれあいなわとび」を開催しています。

2 市民のスポーツ活動に関する実態

2018(平成30)年7月に、一般市民(18歳以上)と児童・生徒(市立小・中学校に通うすべての小学5年生、中学2年生)を対象として、「スポーツに関わる市民意識調査」を実施しました。その結果に基づき、市民のスポーツ活動に関する実態を整理しました。

一部の結果については、スポーツ庁が実施した「平成29年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」」の結果(以下、「全国の結果」)、または埼玉県が実施した「スポーツに関する県民意識・実態調査(平成28年度)」の結果(以下、「埼玉県の結果」)と比較しています。

(1)スポーツに関わる市民意識調査の実施概要

○調査名称

スポーツに関わる市民意識調査

○調査目的

八潮市スポーツ推進計画の策定にあたり、市民のスポーツへの関心、実施状況等を把握するため。

○調査対象

No.1:一般市民(18歳以上)

No.2:市立小・中学校に通うすべての小学5年生、中学2年生

○調査方法

No.1:郵送配付・回収

No.2:学校を通じて配付・回収

○調査期間

No.1:平成30年7月4日(水)～7月23日(月)

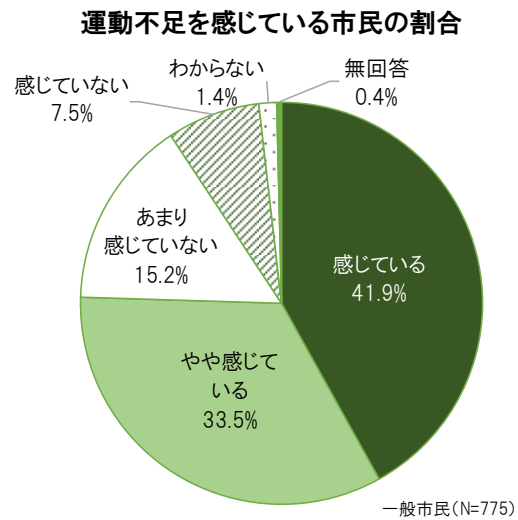
No.2:平成30年7月4日(水)～7月12日(木)

○回答数

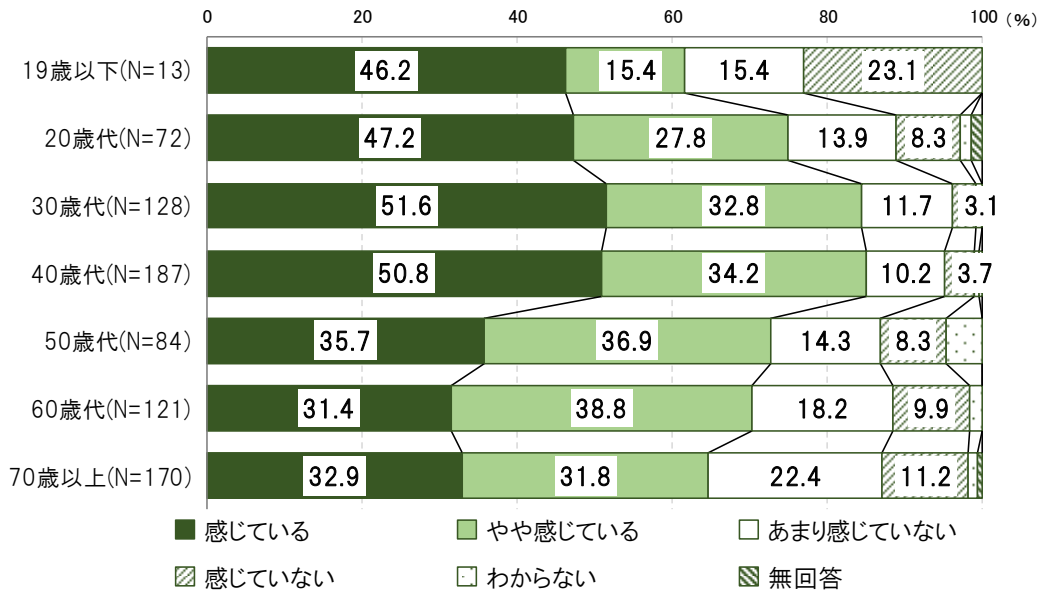
No.	配付数	有効回答数	有効回答率
1	2,000件	775件	38.8%
2	1,420件	1,280件	90.1%

(2) 身体を動かすことに対する意識

- 一般市民について、運動不足を「感じている」と「やや感じている」の合計は7割台半ばとなっており、4人に3人が運動不足を感じています。
- 同様の割合を年代別にみると、30歳代と40歳代が8割を超えており、特に運動不足を感じている年代であることがわかります。



運動不足を感じている市民の割合(年代別)



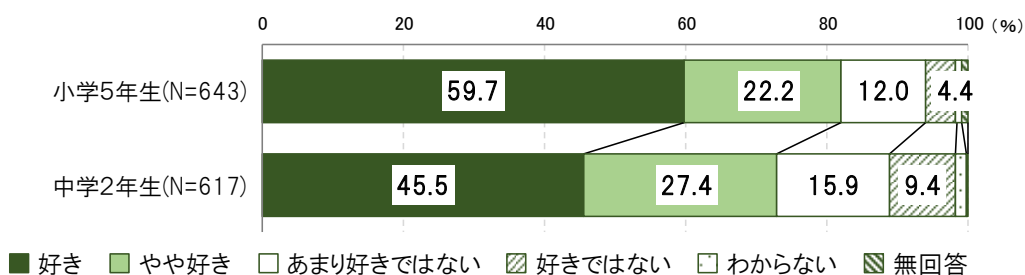
注1)「わからない」と「無回答」の割合表記は割愛。

注2)「19歳以下」は、一般市民(18歳以上)を対象に実施した調査の18歳と19歳の回答者を指しています。

○児童・生徒について、運動やスポーツをするのが「好き」と「やや好き」の合計をみると、小学5年生は8割を、中学2年生は7割を上回っていますが、ともに埼玉県の結果を下回っています。

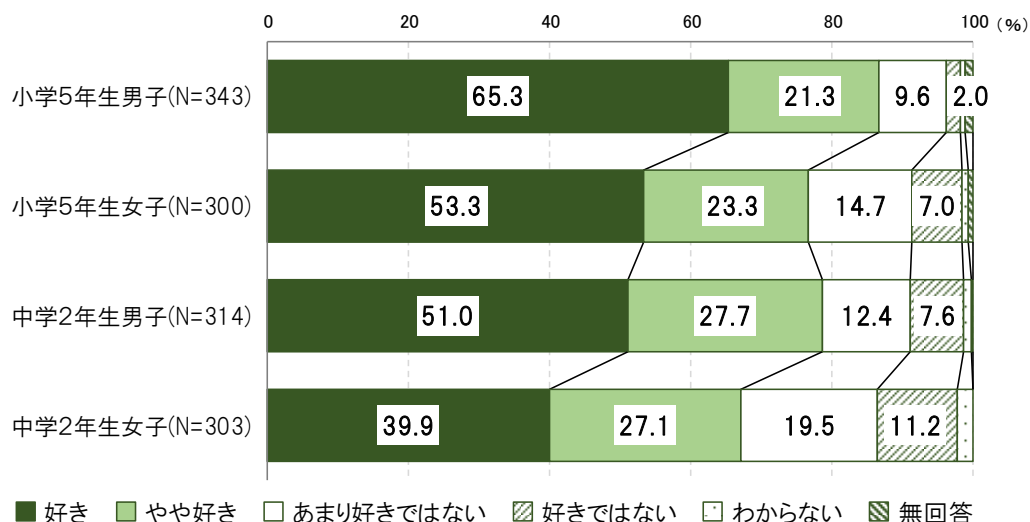
○同様の割合を性別にみると、小学5年生の男子が8割台半ばと最も高く、次いで中学2年生の男子、小学5年生の女子となっており、中学2年生の女子が最も低くなっています。

運動やスポーツをすることが好きな児童・生徒の割合(学年別)



注)「わからない」と「無回答」の割合表記は割愛。

運動やスポーツをすることが好きな児童・生徒の割合(学年別×性別)



注)「わからない」と「無回答」の割合表記は割愛。

運動やスポーツをすることが好きな児童・生徒の割合(学年別)

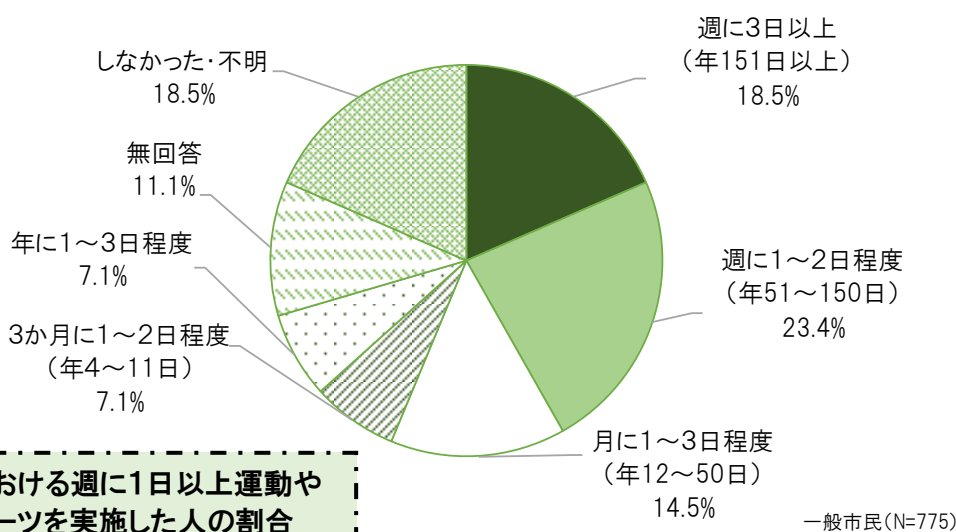
	小学5年生	中学2年生
埼玉県	85.0%	77.9%
八潮市	82.0% ^{注)}	72.9%

注)上記グラフから読み取れる比率の合計と合致していない理由は、グラフの数値が小数第2位を四捨五入し、小数第1位までを表示しているからです。

(3)スポーツの実施状況

- 一般市民について、年に1日以上運動やスポーツを行っている人の割合は7割、週に1日以上運動やスポーツを行っている人の割合(以下、「スポーツ実施率」)は4割となっています。
- 同様の割合を年代別にみると、20～40歳代が3割前後となっており、特にスポーツ実施率が低くなっています。一方、19歳以下と60歳以上は6割前後と高くなっています。
- 本市の成人におけるスポーツ実施率は41.5%となっており、全国や埼玉県と比較すると約10ポイント低くなっています。

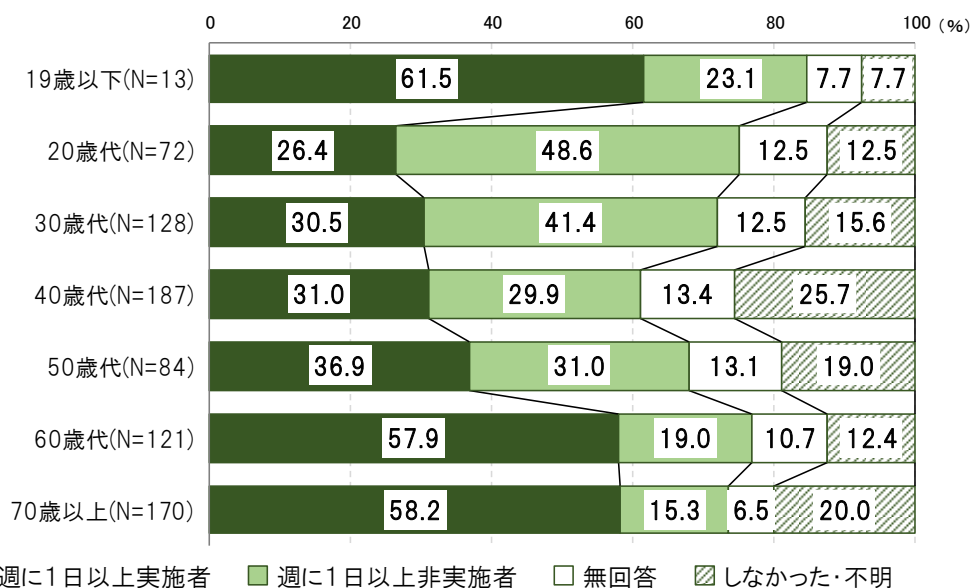
過去1年間に運動やスポーツを実施した市民の割合



成人における週に1日以上運動やスポーツを実施した人の割合

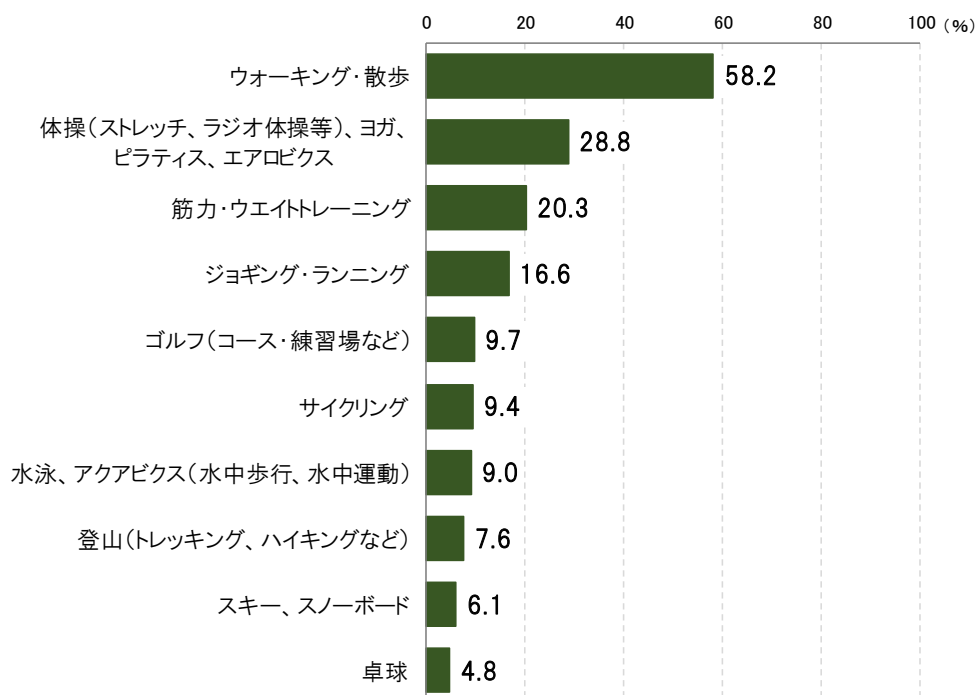
全国	51.5%
埼玉県	50.2%
八潮市	41.5%

週に1日以上運動やスポーツを実施した市民の割合(年代別)



○過去1年間に行った運動やスポーツをみると、「ウォーキング・散歩」が6割近くと最も多く、次いで「体操(ストレッチ、ラジオ体操等)、ヨガ、ピラティス、エアロビクス」が3割近く、「筋力・ウエイトトレーニング」が2割となっています。

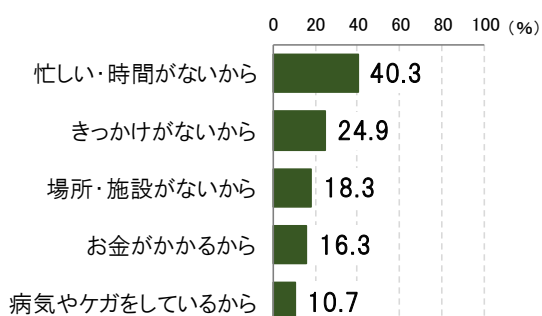
過去1年間に行った運動やスポーツの競技種目(複数回答)



一般市民(N=775)、上位10位

○運動やスポーツをしなかった、あるいは思うようにできなかった理由をみると、「忙しい・時間がないから」が最も多く、次いで「きっかけがないから」、「場所・施設がないから」となっています。

運動やスポーツをしなかった、あるいは思うようにできなかった理由(複数回答)

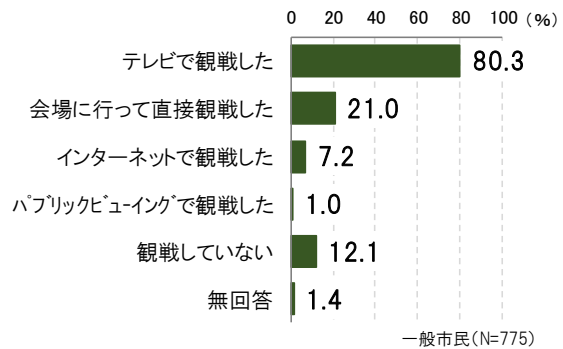


一般市民(N=775)、上位5位

(4)スポーツとの関わり状況(観戦、ボランティア、情報取得)

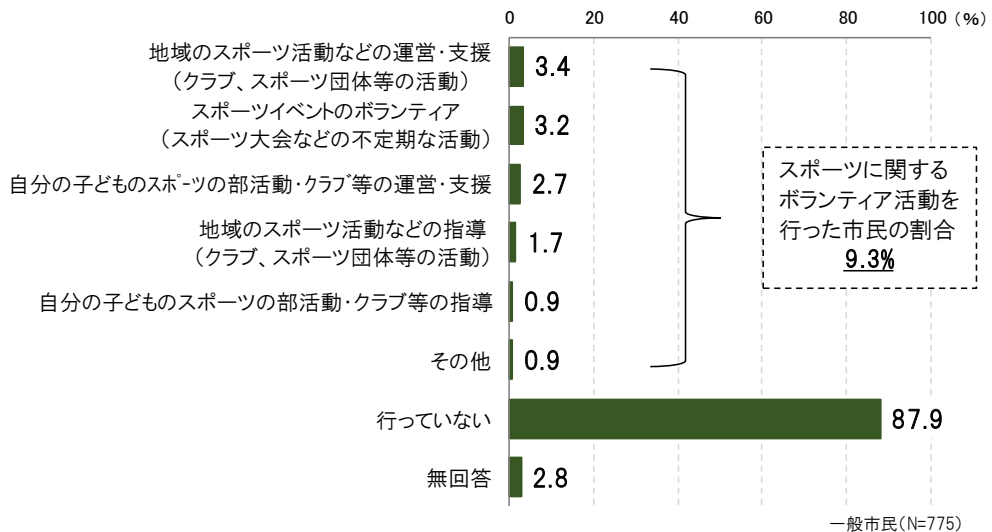
○一般市民について、過去1年間にスポーツの大会や試合を観戦した人(テレビやインターネットも含む)は9割近くとなっています(100%から「観戦していない」と「無回答」を除く)。

過去1年間にスポーツの大会や試合を観戦した市民の割合(複数回答)

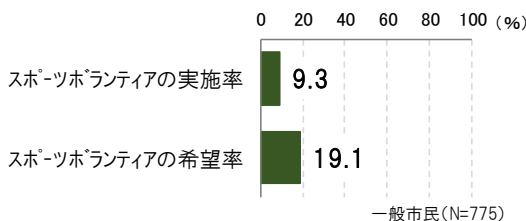


- 一般市民について、過去1年間にスポーツに関するボランティア活動を行った人は1割となっています。
- スポーツボランティアの実施率と希望率をみると、希望率は2割となっており、実施率の2倍以上となっています。

過去1年間にスポーツに関するボランティアを行った市民の割合(複数回答)



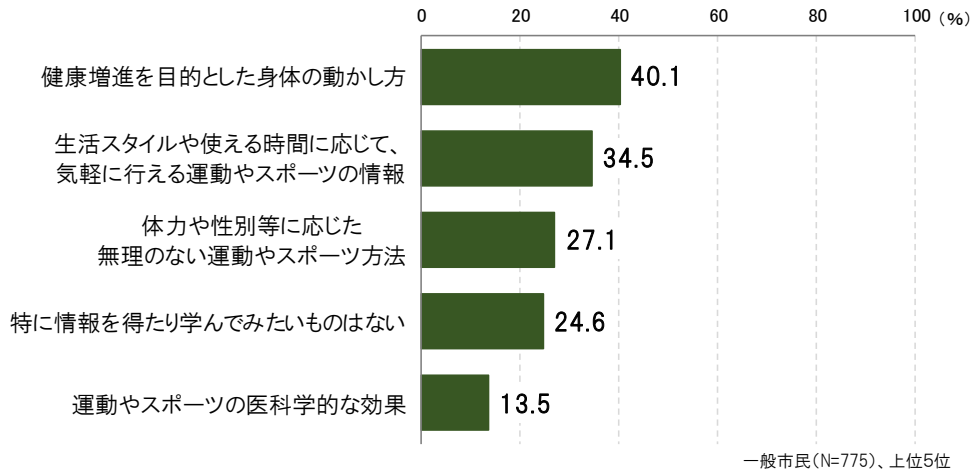
スポーツボランティアの実施率と希望率(複数回答)



スポーツボランティアの実施率	
全国	10.6%
八潮市	9.3%

○一般市民について、今後、運動やスポーツについて情報を得たり、講座等で学んでみたい内容をみると、「健康増進を目的とした身体の動かし方」が4割と最も多く、次いで「生活スタイルや使える時間に応じて、気軽に行える運動やスポーツの情報」が3割台半ば、「体力や性別等に応じた無理のない運動やスポーツ方法」が3割近くとなっています。

今後、情報を得たり、講座等で学んでみたい運動やスポーツについての内容(複数回答)

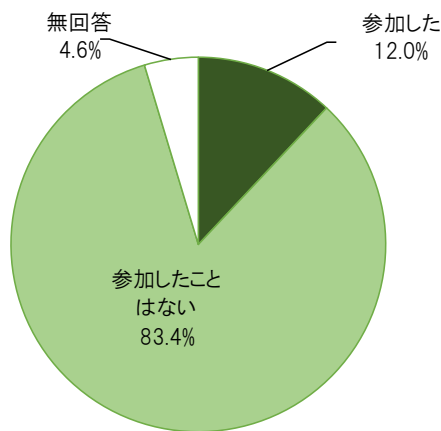


(5)スポーツ教室やスポーツ施設

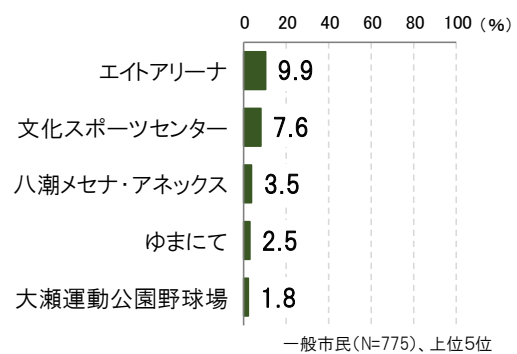
○一般市民について、過去1年間で市のスポーツ教室・イベントに参加したことがある割合をみると、1割を超えています。

○一般市民について、過去1年間で運動やスポーツを行うために利用したことがある施設をみると、1割を超えているものはありませんでした。「エイトアリーナ」が最も多く、次いで「文化スポーツセンター」、「八潮メセナ・アネックス」となっています。

過去1年間で市のスポーツ教室・イベントに参加したことがある市民の割合



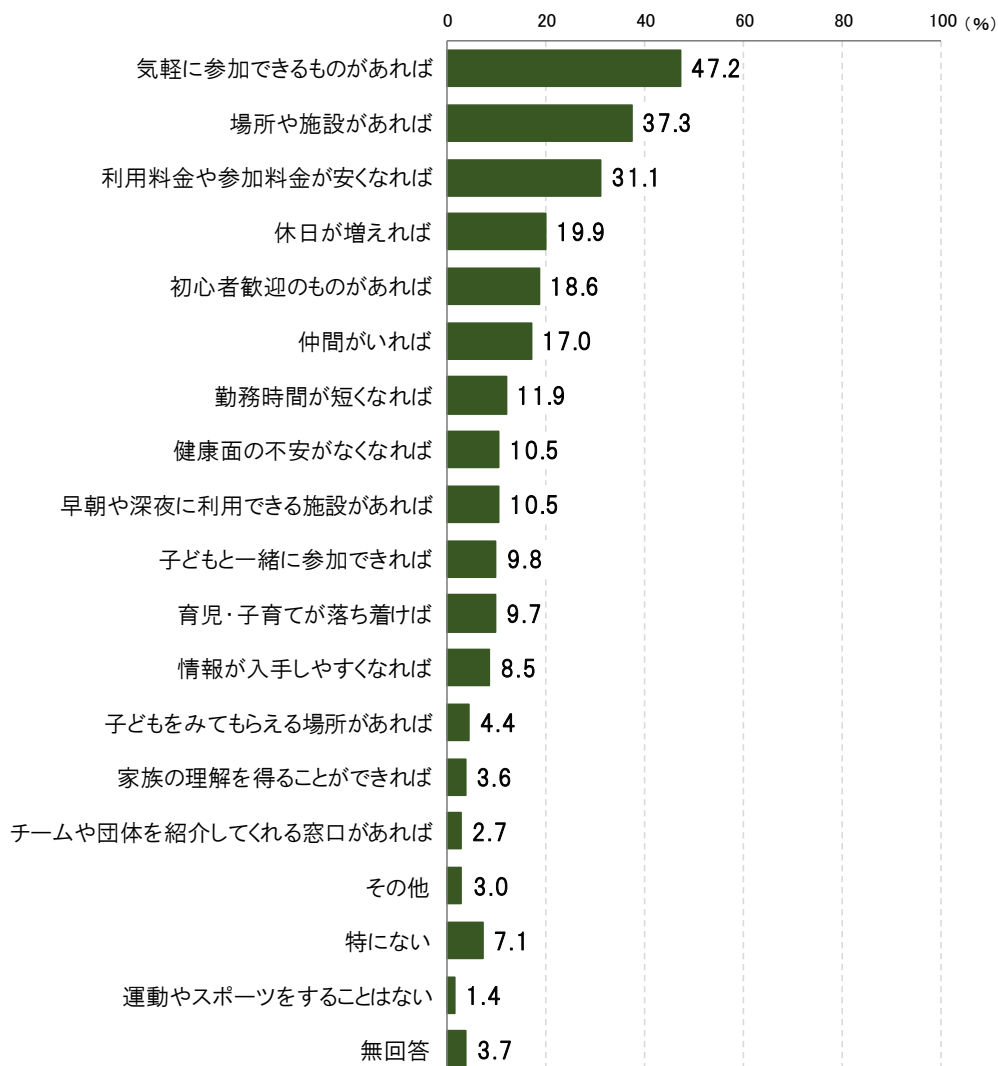
過去1年間で運動やスポーツを行うために利用した施設(複数回答)



(6)スポーツに取り組むようになる条件

○一般市民について、運動やスポーツに取り組むようになる条件(すでに取り組んでいる人はより良くするための条件)をみると、「気軽に参加できるものがあれば」が5割近くと最も多く、次いで「場所や施設があれば」が4割近く、「利用料金や参加料金が安くなれば」が3割を超えています。

今後、整えば運動やスポーツに取り組むようになる条件(複数回答)



一般市民(N=775)

○年代別の特徴をみると、19歳以下と20歳代は「仲間がいれば」、30歳代は「育児・子育てが落ち着けば」、「子どもと一緒に参加できれば」、40～50歳代は「休日が増えれば」、60歳代は「初心者歓迎のものがあれば」、70歳以上は「健康面の不安がなくなれば」が上位となっており、年代によって異なる傾向がみられます。

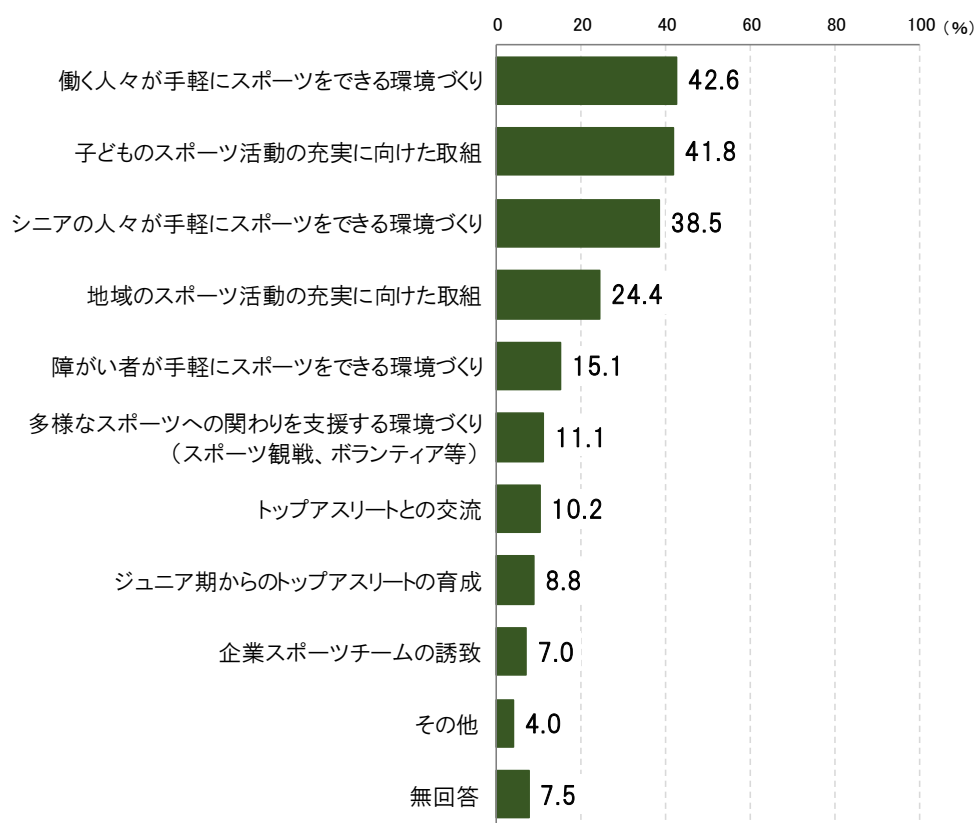
今後、整えば運動やスポーツに取り組むようになる条件(年代別、上位5位、複数回答)

	1位	2位	3位	4位	5位
19歳以下	気軽に参加できるものがあれば	場所や施設があれば	利用料金や参加料金が安くなれば	仲間がいれば	初心者歓迎のものがあれば
	53.8%	53.8%	53.8%	30.8%	15.4%
20歳代	場所や施設があれば	気軽に参加できるものがあれば	利用料金や参加料金が安くなれば	仲間がいれば	休日が増えれば
	44.4%	36.1%	34.7%	33.3%	29.2%
30歳代	気軽に参加できるものがあれば	利用料金や参加料金が安くなれば	場所や施設があれば	育児・子育てが落ち着けば	子どもと一緒に参加できれば
	47.7%	45.3%	44.5%	31.3%	29.7%
40歳代	気軽に参加できるものがあれば	場所や施設があれば	利用料金や参加料金が安くなれば	休日が増えれば	初心者歓迎のものがあれば
	46.0%	39.6%	34.8%	26.7%	17.6%
50歳代	気軽に参加できるものがあれば	場所や施設があれば	利用料金や参加料金が安くなれば	休日が増えれば	初心者歓迎のものがあれば
	48.8%	44.0%	32.1%	25.0%	21.4%
60歳代	気軽に参加できるものがあれば	場所や施設があれば	利用料金や参加料金が安くなれば	初心者歓迎のものがあれば	休日が増えれば
	52.9%	38.0%	27.3%	16.5%	14.9%
70歳以上	気軽に参加できるものがあれば	場所や施設があれば	健康面の不安がなくなれば	初心者歓迎のものがあれば	利用料金や参加料金が安くなれば
	47.6%	21.2%	19.4%	18.8%	15.3%

(7)市民が求めるスポーツ施策

○一般市民について、本市が力を入れるべきスポーツ施策をみると、「働く人々が手軽にスポーツをできる環境づくり」と「子どものスポーツ活動の充実に向けた取組」、「シニアの人々が手軽にスポーツをできる環境づくり」が4割前後となっています。

本市が力を入れるべきスポーツ施策(複数回答)



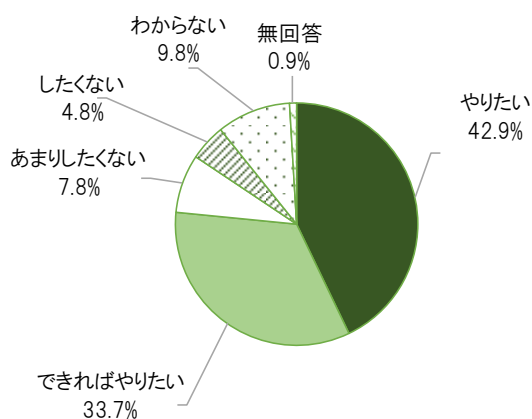
一般市民(N=775)

(8)スポーツとの関わりにおける児童・生徒の今後の意向

○大人になってからも、運動やスポーツを「やりたい」と「できればやりたい」の合計は8割近くとなっています。

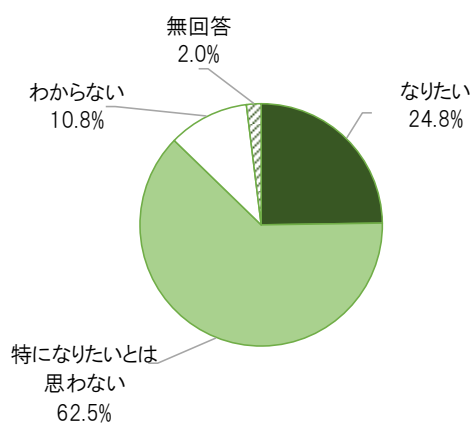
○将来プロのスポーツ選手やオリンピック選手になりたい児童・生徒は2割台半ばとなっています。競技種目をみると、「サッカー」、「バスケットボール」、「野球」、「陸上」、「水泳」が上位にあがっています。

大人になってからも
運動やスポーツをしたい児童・生徒の割合



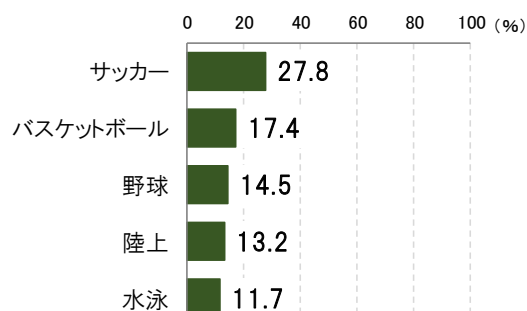
児童・生徒(N=1,280)

将来プロのスポーツ選手や
オリンピック選手になりたい児童・生徒の割合



児童・生徒(N=1,280)

なりたいスポーツ選手の競技種目(複数回答)



将来プロのスポーツ選手やオリンピック選手になりたい児童・生徒(N=317)、上位5位

3 ヒアリング調査の結果

「スポーツに関わる市民意識調査」に加え、より幅広く市民の声を集めるために、障がい者関連団体と高校生を対象としたヒアリング調査を実施し、運動やスポーツに関わる意識を整理しました。

(1)調査概要

①障がい者関連団体

- 実施日程： 2018（平成30）年7月18日（水）10:00～11:00
- 実施場所： 特定非営利活動法人たらちね
- 対象者： ・埼玉県障がい者スポーツ指導者協議会県東南部支援連絡会
・八潮市手をつなぐ親の会

②高校生

- 実施日程： 2018（平成30）年7月18日（水）13:30～14:30
- 実施場所： 埼玉県立八潮南高等学校
- 対象者： 高校2年生（運動部活動に所属している男女各2人、所属していない男女各2人の計8人）

- 実施日程： 2018（平成30）年7月20日（金）11:00～12:00
- 実施場所： 埼玉県立八潮高等学校
- 対象者： 高校2年生（運動部活動に所属している男女各2人、所属していない男女各2人の計8人）

(2)調査結果

①障がい者関連団体

ヒアリング項目	ヒアリング内容
○身体を動かすことに対する障がい者の意向や実態について	<p>○障がい者自身は身体を動かすことに対して前向きではない人もいるが、太ったり、体力が低下したりすることで、ますます身体を動かさなくなってしまうので、周囲の人が身体を動かすように促してあげないといけない。</p> <p>○音楽に合わせて身体を動かすことは喜んでしている。</p> <p>○高校卒業後、障がい者は運動する機会がなくなってしまう。</p>
○障がい者の周りにはいる支援員の実態について	<p>○障がい者が身体を動かす機会に参加する場合、周囲の人、とりわけ親の支援が不可欠である。しかし、親が負担だからという理由で身体を動かす場に来ないケースもみられる。</p> <p>○親以外の支援者（ヘルパーさんやボランティアさん）にアプローチすることも重要ではないか。</p>
○障がい者が運動・スポーツをするための場や機会について	<p>○年1回行うようなビッグイベントを開催するのではなく、月に1回や週に1回程度で続けられるちょっとした活動などの存在が重要であると考える。しかし、現状では環境が整っていない。</p> <p>○日常生活のなかで身近な人（施設の人）ではなく、専門的な指導者（外部の人）から教えてもらった方が身体を動かすモチベーションが高まる。</p> <p>○いつも同じ時間帯に身体を動かすことができる場所があれば、障がい者にとって参加しやすい上に、日常生活の中で身体を動かす習慣を取り入れやすい。</p>
○その他の意見について	<p>○以前、パラリンピアンと一緒に泳ぐ体験会に参加した。その時に、パラリンピアンが泳ぐ姿に感動するとともに、障がい者である自分の子どもの可能性を大きく広げてもらった。パラリンピアンとの接点がとても貴重なものとなった。</p> <p>○障がい者が通う作業所には支援員がいる。そのため、平日に作業所で身体を動かす機会を設けると、サポートしてくれる体制が整っている。一方で、土日に身体を動かす機会を設けると、保護者がサポートせざるを得なくなり、参加者が限られてしまう。運営側としては、土日の方が開催しやすいため、ジレンマを抱えている。</p>

②高校生

ヒアリング項目	ヒアリング内容
○運動・スポーツを好きになったきっかけ	○親がスポーツをやっている、見ていて楽しそうだった。見に行っている時に親が誘ってくれて一緒にできて楽しかった。 ○友人と一緒にボールをつなぐことに喜びを感じた。中学生の時もバレーボール部に所属しており、自分のチームで初めて取った1点は今でも忘れられない。 ○中学生の時にバドミントン部に所属しており、スマッシュを決めることが気持ちよくて好きになった。 ○小学校低学年の頃から鬼ごっこなどで身体を動かして遊んでいたため、身体を動かすことに抵抗がなかった。
○運動・スポーツが好きではない理由	○他人と比べられてしまうことと、一緒にやっていると他の仲間に迷惑をかけてしまいそうで好きではない。 ○競争が好きではないから。ゲーム感覚であれば良いのだが。
○高校で運動部活動に入部した理由	○友人に誘われた。 ○現在の顧問の教員に誘われた。
○大人になってから運動・スポーツをしたいと思うか	○楽しめるのであれば運動・スポーツをしてみたい。 ○一緒にやってくれる人がいれば、気軽にできるものやレジャーとして楽しむものをやりたい。 ○地域で活動しているクラブチームに所属して、社会人リーグに出場してみたい。
○以前、経験していた競技種目をやめた理由	○中学生の頃、バスケットボール部に入っていたが、1年生の時は基礎練習ばかりで、楽しさを感じることができなかった。そのため、野球部に転部してしまった。 ○中学生の頃はバドミントン部に所属していたが、八潮高校にバドミントン部がなかったから。
○どのような環境があれば運動やスポーツをする人が増えるのか	○スポーツを教えてくれる人が、相手の気持ちになってくれる人だと良い。 ○周囲と一緒に運動やスポーツをしてくれる人がいれば。



ヒアリングの様子

4 八潮市のスポーツに関する課題

近年のスポーツを取り巻く社会情勢や、本市におけるスポーツ環境や市民のスポーツ活動の実態を踏まえ、今後のスポーツ推進に向けて、以下の視点で課題を整理しました。

(1)スポーツへの参加機会に関する課題

①全国や埼玉県と比べてスポーツ実施率が低い

○市民の4人に3人が運動不足を感じており、全国や埼玉県と比べてスポーツ実施率が低くなっています。スポーツは、健康・体力の保持増進、精神的な充足感を満たすことなどに影響を及ぼすと期待されていることから、多くの市民がスポーツに親しめる機会の提供が求められます。

○年に1日以上スポーツを実施した市民は7割であり、そのうち週に1日以上実施している市民は4割となっています。気軽に参加した教室やイベントなどをきっかけとして、継続的なスポーツの実施を促す取組が求められます。

②働き盛り世代や子育て世代のスポーツ実施率が低い

○成人における週に1日以上のスポーツ実施率を年代別にみると、とりわけ20～40歳代が低くなっています。これらの年代は、働き盛り世代や子育て世代と言われており、国や埼玉県でも当該年代層の実施率を高めるための施策が展開されています。本市においても、働き盛り世代や子育て世代がスポーツに親しめる機会の提供が求められます。

③埼玉県と比べて運動やスポーツを好きな児童・生徒の割合が低い

○運動やスポーツが好きな児童・生徒の割合は埼玉県と比べて低くなっています。子どもたちが運動やスポーツを好きになったきっかけとして、親や友人などの身近な人の存在があげられています。身近な人と一緒にスポーツを実施できる機会の創出が求められます。

④多様な人々が気軽にスポーツに親しめる環境づくりが期待されている

○市民は、「働く人々」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」など、多様な人々が気軽にスポーツに親しめる環境づくりを期待しています。特に、障がいのある人は身体を動かすことに対して前向きではない人もみられるため、体力の低下が危惧されています。市民一人ひとりのライフステージや特性に応じて、スポーツに親しめるようなきっかけづくりや環境づくりが求められます。

(2)人材や団体に関する課題

①スポーツの魅力を伝えることのできる指導者の育成が必要である

○市内で活動しているスポーツ団体等は、定期的に研修会へ参加し、指導力を高めています。一方、指導者の練習メニューや指導方法が合わず、所属していたチームや団体を辞めてしまったり、スポーツを嫌いになってしまったりする子どももみられます。子どもの継続的なスポーツ実施に対して、指導者の影響は大きいと考えられることから、身体を動かす楽しさやスポーツの魅力を伝えることのできる指導者の育成が求められます。また、活動を希望する指導者と、学校や地域などの指導を求める現場とのマッチングも必要です。

②スポーツ活動を支える人材の活躍の場が求められている

○スポーツボランティアの希望率は実施率の2倍以上となっており、市民のスポーツ活動を支える人材になり得る可能性が考えられます。スポーツボランティアの活動機会に関する情報提供や育成支援が求められます。

③スポーツ団体等や組織間の連携をさらに強化する必要がある

○スポーツに親しむ市民を増やし、より充実したスポーツ活動を実践できるように、市内で活動するスポーツ団体等や組織間の連携をさらに強化する必要があります。また、まちづくりやコミュニティを含め、高齢者、健康づくり、障がい者、子育てなど、スポーツ・運動に関わる庁内組織、民間事業者、地域団体などとの連携も必要です。

(3)スポーツの場に関する課題

①スポーツ施設の利用促進が求められている

○市内のスポーツ施設について、一定の定期利用者が存在する一方で、場所や名前を知らない市民も多くいます。本市の中心地に位置し、毎週末スポーツイベント等で多くの人に利用されているエイトアリーナでさえも、利用する市民は1割未満となっています。スポーツ施設自体の周知や利便性の向上、使用時間帯の検討が求められます。

②スポーツの拠点となる施設の整備が必要である

○本市のスポーツの拠点である文化スポーツセンターは、耐震性が不足しています。文化スポーツセンターに代わる市民がスポーツを実施できる場の整備が必要です。

(4)その他の課題

①地域の特性を活かしたスポーツイベントが必要である

○スポーツに無関心な市民にも、スポーツに興味を抱いてもらう取組として、トップアスリートとの交流や、地域の特性を活かしたイベントなどが必要です。

②スポーツ活動を促す情報発信が必要である

○市内で活動しているスポーツチームや団体、スポーツ施設、スポーツ教室やイベントなどの情報を、市民だれもが得られるように、広報の強化、ホームページの充実などを通じて多角的に発信することが必要です。

③トップアスリートを目指すことのできる環境の整備が求められている

○児童・生徒の4人に1人が将来プロのスポーツ選手やオリンピック選手になりたいと思っています。本市は、野球やサッカー、陸上競技などのトップアスリートを輩出していますが、計画的かつ組織的な育成環境は整っていないのが現状です。子どもたちが夢を追いかけ、実現に向けてチャレンジできる環境の整備が求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市のスポーツを取り巻く現状と課題を踏まえ、基本理念を以下のように掲げます。

だれもが
「する」「みる」「まなぶ」「ささえる」
スポーツやしお

本市の高齢化率は全国平均と比べて低いものの、今後は急速に高齢化が進むと予測されています。人生100年時代と言われる長寿社会を迎え、市民の健康寿命の延伸は重要課題の一つとなっています。また、人口減少が進む中、まちの活力を維持していくためには、将来の八潮市を担う子どもをはじめ、若い世代(子育て世代や働き盛り世代等)の力が必要であり、その世代が明るく元気に暮らせるまちづくりが求められます。

本市では、2009(平成21)年2月8日に「健康・スポーツ都市宣言」を行い、スポーツを通して豊かな心と健康な体をつくり、世代間の交流を図るため、スポーツ行事の開催や、スポーツ団体等に対する支援を行ってきました。さらに、2016(平成28)年3月に策定された第5次八潮市総合計画では、『スポーツ教室等の開催やスポーツ環境の充実等を通して、市民が親しめるスポーツ・レクリエーション活動や優れた競技者に触れる機会を提供するとともに、スポーツの指導者やボランティア等の育成に努めるなど、だれもが「する」、「みる」、「まなぶ」、「ささえる」というスポーツ・レクリエーションの環境』を整備する必要性が示されています。

本市のスポーツを取り巻く現状と課題を踏まえ、子どもから成人、高齢者、障がいのある人など、だれもがスポーツに親しみ、健康で地域とのつながりをもつ市民が増えることを目指すため、『だれもが「する」「みる」「まなぶ」「ささえる」スポーツやしお』を基本理念とし、実現に向けて取り組んでいきます。

2 基本目標

基本理念に基づいたスポーツ活動を推進するために、次の4つの基本目標を掲げます。

(1)スポーツへの参加機会の充実

スポーツ教室やイベントへの参加は、継続的に身体を動かす習慣が身につくだけでなく、健康づくりや仲間づくりのきっかけにもなります。子どもから成人、高齢者、障がいのある人など、だれもがスポーツを楽しめる機会の充実を図ります。

(2)スポーツ活動を支える人材と団体の育成

市内のスポーツ団体等と連携・協力し、既にスポーツ活動を支えている人材の支援を推進するとともに、新たな担い手の発掘・育成に向けた取組を行います。加えて、スポーツ団体等への支援も引き続き行います。

(3)スポーツの場の充実

市内に位置する屋内スポーツ施設等やテニスコート、野球場、運動広場を有効に活用することは、スポーツを行う機会の増加につながる利点があります。「八潮市公共施設マネジメントアクションプラン」における今後10年間の取組内容も踏まえ、市民が身近にスポーツを行うことができる場の整備・充実に努めます。

(4)スポーツを通じたまちづくり

市内のスポーツ団体等と協力し、スポーツに関する情報の集約・整理を行うとともに、市民がわかりやすい情報発信に努めます。

また、まちづくりの活力につながるスポーツへの関心をより一層高めるために、トップアスリートとの交流などの取組を通じて、「みる」スポーツから「する」スポーツへの関心喚起や、子どもの競技力向上の支援を図ります。

3 数値目標

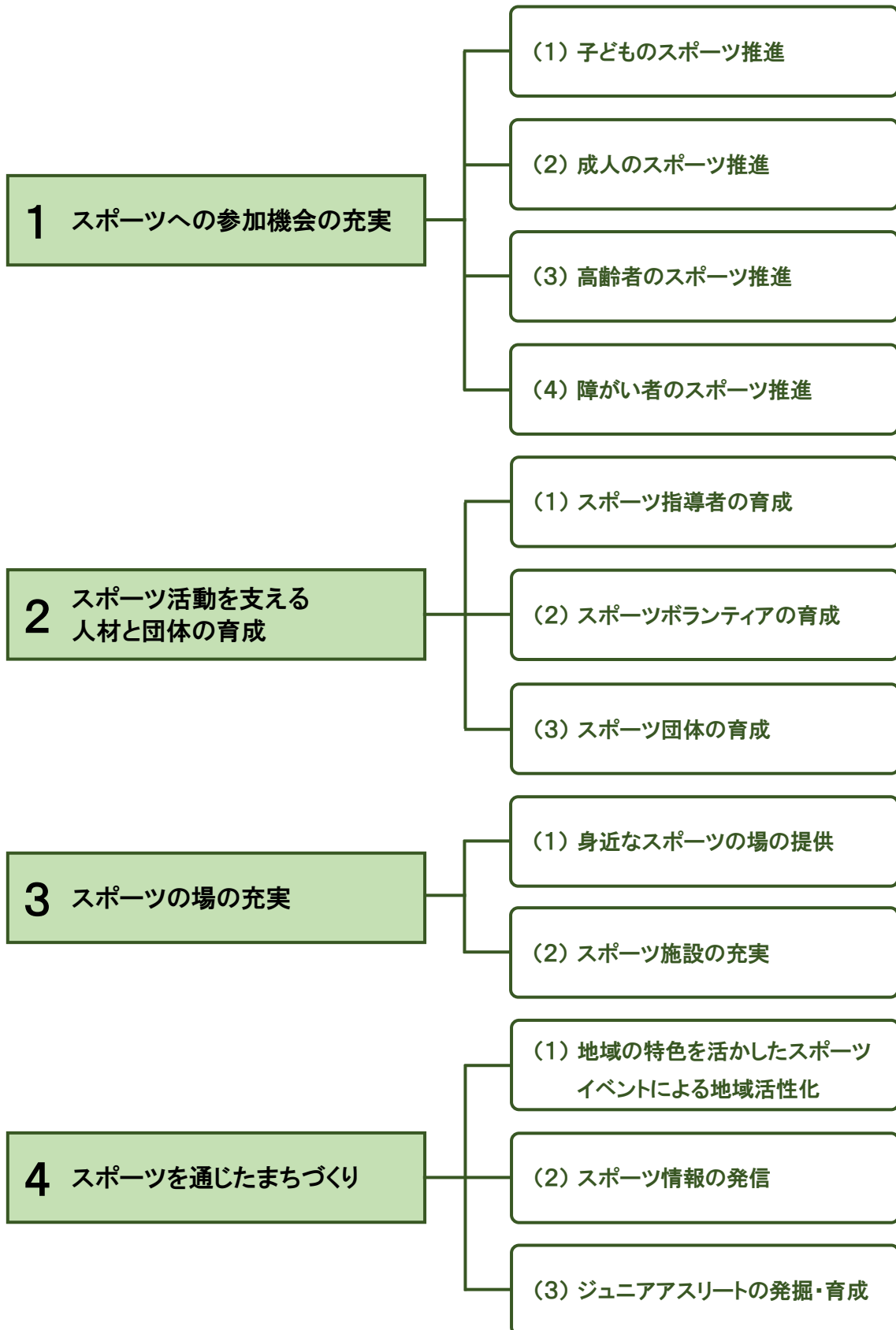
本計画では、以下のとおり数値目標を設定します。目標値は、国の第2期スポーツ推進計画及び埼玉県スポーツ推進計画で掲げられている値と整合性を図りました。国と埼玉県では2022年までに成人の週1回以上のスポーツ実施率を65.0%以上にする目標を掲げていますが、本市では計画期間終了年である2025年までに達成することを目指します。なお、計画期間内の中間年(2022年)と最終年(2025年)に、それぞれ1回ずつアンケート調査を実施し、計画の成果を確認します。

指標	現状値 (2018年)	目標値 (2025年)
成人の週1回以上のスポーツ実施率	41.5%	65.0%以上

注)現状値は2018(平成30)年に実施した「スポーツに関わる市民意識調査」に基づいています。

4 施策体系

基本理念で掲げた『だれもが「する」「みる」「まなぶ」「ささえる」スポーツやしお』の実現に向け、基本目標を推進するため、本市では、次のような施策体系でスポーツ施策に取り組めます。



第4章 施策の具体的な展開

1 スポーツへの参加機会の充実

子どもから成人、高齢者、障がいのある人など、だれもがスポーツを楽しめる機会の充実を図ります。

(1)子どものスポーツ推進

子どもの頃からスポーツに触れて、身体を動かす楽しさや、仲間と目標を達成する経験を得ることは、生涯にわたってスポーツに親しみたいという意識の芽生えや、豊かな人格の形成に寄与します。

子どもが遊び感覚で参加できるプログラムや、身体を動かすきっかけづくりとなる取組を推進するとともに、保護者や友人と一緒に活動できる機会の充実を図ります。

主な取組	取組内容	実施主体
子ども向けスポーツ事業	スポーツに対する苦手意識をなくし、身体を動かす楽しさを経験できる機会となるように、気軽に参加してもらえスポーツ教室やイベントを実施します。かけっこ教室やボール投げ教室など、走る、投げる、跳ぶなどの基本的な身体の動かし方や技能を身につけるための内容や、親子で参加できる内容を検討します。	スポーツ振興課 スポーツ推進委員協議会
スポーツ少年団本部事業	多種目競技の団体との交流として、団体対抗で行う「スポーツ少年団本部フェスティバル」や「ドッジビー大会」を開催。また、指導者と団体の保護者を対象とした「母集団研修会」を開催し、日々の活動を充実させる研修会を実施します。	スポーツ少年団本部 (協力) スポーツ振興課
健康教育推進事業	児童に対してラジオ体操講習会を年1回実施し、ラジオ体操の普及啓発を図り、生涯を通して健康の維持増進を図ります。また、ハンドボールの普及啓発を図るために、市内の中学生を対象にした「ハンドボール大会」を実施します。	指導課
地域人材活用推進事業	学校の教育活動の充実を図るとともに地域社会との連携を推進するため、スポーツを含めた授業や部活動において地域の方や学生ボランティアの活用を実施します。	指導課

(2)成人のスポーツ推進

幅広い年代層である成人に対してスポーツに親しむ機会を提供するためには、生活スタイルや置かれている環境の違いを踏まえた取組が重要です。意識調査の結果では、20～40歳代のいわゆる働き盛り世代及び子育て世代のスポーツ実施率が低くなっています。また、50～60歳代については、身体を動かすことに対する抵抗感や負担の軽減が求められます。

だれもが気軽に参加できる教室やイベントの開催とその周知を図り、多様な年代層が自身に合った取組を実践できる環境を整備します。

主な取組	取組内容	実施主体
成人向けスポーツ教室	身体を動かしてみたいくなるきっかけとなるような、気軽に参加することができるスポーツ教室を実施します。参加してみたいと思ったタイミングを逃さぬよう、市民の関心の高い競技種目や、普段、運動をしていない人でも参加できる内容の教室を開催します。また、運動したくてもできない人が、教室に参加することができるよう、開催日時などの環境も合わせて検討します。	スポーツ振興課
八潮市民さいかつぼーる大会	子どもから大人まで、気軽に参加できるスポーツ大会として継続します。	スポーツ推進委員協議会 (協力) スポーツ振興課
ラジオ体操啓発事業	身近にできる運動としてラジオ体操の普及啓発を図るため、ラジオ体操講習会等の開催やラジオ体操用物品の貸し出しを行います。	健康増進課
健康マイレージ事業	楽しみながら健康づくりが行えるよう、歩数計やスマートフォンを活用し、歩いた歩数等に応じてポイントを付与し、貯まったポイント数に応じて抽選により賞品があたる「健康マイレージ事業」を実施します。	健康増進課

(3)高齢者のスポーツ推進

加齢に伴う筋力低下や外出機会の減少から、心身の活力が低下した状態を「フレイル^{※3}」と呼び、近年、国はその対策事業を本格的に始めています。特に、老化により筋肉量が減少し、身体機能が低下した状態を指す「サルコペニア^{※4}」の予防は、転倒予防や介護予防の観点からも重要視されています。また、社会的孤立に陥りやすい高齢者には、スポーツを通じて、生きがいづくりや仲間づくりが期待されます。

高齢者が心身ともに健康で、いきいきとした生活を送れるように、初心者でも参加しやすいスポーツ教室・イベントの実施を図ります。

主な取組	取組内容	実施主体
介護予防教室	仲間と楽しく健康づくりを行い、介護予防の充実を目指すため、体操教室等を開催します。	長寿介護課
八潮いこい体操	町会・自治会公民館等で、地域の仲間と楽しく運動することを通して、身体機能向上による転倒予防や閉じこもり防止、さらに健康に関する自己管理意識の高揚を図るために開催します。	各町会、 自治会等 (協力) 健康増進課 長寿介護課
八潮市高齢者と障がい者のスポーツの祭典	高齢者と障がいのある人が参加し、玉入れや借り物競争などのスポーツを通じて、地域住民とのふれあいを楽しみます。八潮市社会福祉協議会と連携し、内容の充実を図りながら継続します。	社会福祉課



八潮市民さいかつぼーる大会の様子



若返るぞ！シニア体操教室の様子

※3 フレイルは、「虚弱」を意味する英語「Frailty」を語源としてつくられた言葉です。心身の活力(筋力、認知機能、社会とのつながりなど)が低下した状態を言います。

※4 サルコペニアは、加齢や疾患により、筋肉量が減少することで、握力や下肢筋・体幹筋など全身の筋力低下が起こる状態を意味します。

(4)障がい者のスポーツ推進

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定を契機に、障がい者スポーツの機運が高まっています。本市においても、より多くの障がいのある人が、日頃からスポーツを楽しめる機会を増やしていくとともに、自主的にスポーツ活動に取り組むことができる環境を整備します。また、障がい者関連団体のヒアリング調査結果での意見を反映することができるように、関連団体と連携・協力して環境の整備を図ります。

主な取組	取組内容	実施主体
スポーツ活動の充実	「障がい者スポーツ交流会わいわい」などのレクリエーション事業を支援し、障がいのある人へのスポーツ参加の機会を提供します。	障がい福祉課
スポーツ用具の貸し出し	ボッチャやフライングディスクなど、気軽に楽しむことができるスポーツの用具の貸し出しを行います。	障がい福祉課
八潮市高齢者と障がい者のスポーツの祭典【再掲】	高齢者と障がいのある人が参加し、玉入れや借り物競争などのスポーツを通じて、地域住民とのふれあいを楽しみます。八潮市社会福祉協議会と連携し、内容の充実を図りながら継続します。	社会福祉課



障がい者スポーツ交流会わいわいの様子
 (左:ストライクボーリング)
 (右上:卓球パレー)
 (右下:カローリング)





◀ 児童向け「かけっこ教室」の様子

スポーツ少年団本部
「フェスティバル」の様子 ▶



◀ 成人向け「はじめてエアロ」の様子

幼児向け「親子体操教室」の様子 ▶



2 スポーツ活動を支える人材と団体の育成

市内のスポーツ活動を支えている人材や団体等への支援を継続するとともに、新たな担い手の発掘・育成を行います。

(1)スポーツ指導者の育成

市民が生涯を通じて、安全で快適なスポーツライフを送るためには、指導者の存在が欠かせません。多くの市民がスポーツに親しみ、楽しく活動できるように、正しい知識と技能を備えた人材が、そのスキルを活かせる機会の充実や、年代やレベル、目的に応じた指導や助言を行える指導者の育成に努めます。

主な取組	取組内容	実施主体
スポーツ指導者講習会	地域で活動するスポーツ指導者の資質を高めるために開催します。また、スポーツ少年団本部と協力し、熱中症予防や応急手当をはじめ、社会の関心を集めているスポーツ・インテグリティ ^{※5} など様々なテーマを検討し、講習会を開催します。	スポーツ振興課
スポーツ指導者講習会等の情報の発信	埼玉県または県内市町村等で開催されている指導者向けの講習会・研修会の情報を提供し、学ぶ機会を周知します。	スポーツ振興課



スポーツ少年団本部「指導者研修会」の様子

※5 インテグリティとは高潔さ・品位、完全な状態を意味し、スポーツにおけるインテグリティは暴力やハラスメント、差別、ドーピング、八百長、違法賭博、団体ガバナンスの欠如等の不正が無い状態を指します。

(2)スポーツボランティアの育成

これまで各種大会やイベントの開催は、関連団体やスポーツ推進委員などの支えにより行われてきました。その蓄積されたノウハウを継承し、大会やイベントをより一層充実させるために、市内のスポーツ活動を支える人材の育成が必要です。市民が気軽にスポーツボランティアを始めることができるように、活動機会や養成講座などの情報発信を行います。また、市のスポーツイベントを継続的に支えていただけるように登録制度の導入を検討します。

主な取組	取組内容	実施主体
スポーツボランティアの場の提供	市内で開催されるスポーツイベントにおいて、スポーツボランティアが活躍できる場を積極的に提供し、活動促進を図ります。	スポーツ振興課
スポーツボランティア情報の発信	市内外の開催に関わらず、スポーツボランティアを求めるスポーツイベントの情報を市民に発信し、活動機会を周知します。	スポーツ振興課

(3)スポーツ団体の育成

本市におけるスポーツの推進には、体育協会やスポーツ少年団本部、レクリエーション協会、スポーツ推進委員協議会などの団体が寄与しています。

気軽に参加できるスポーツ教室から各種競技大会まで、各団体が主催するスポーツイベントの充実と、団体自体の育成に対する支援を行います。

主な取組	取組内容	実施主体
八潮市体育協会への支援	八潮市体育協会及びその加盟団体における会員の競技力向上とともに、年代、性別、レベルにあわせた活動を行っている団体活動を支援します。	スポーツ振興課
八潮市スポーツ少年団本部への支援	八潮市スポーツ少年団本部及びその単位団の活動を通じて、健全な青少年の育成を図る団体活動を支援します。	スポーツ振興課
八潮市レクリエーション協会への支援	八潮市レクリエーション協会及びその加盟団体の活動を通じて、心身の健康増進を図りながらレクリエーション活動を行っている団体活動を支援します。	スポーツ振興課
八潮市スポーツ推進委員協議会への支援	八潮市スポーツ推進委員協議会の活動を通じて、市民にスポーツ・レクリエーションの普及活動を行っている団体活動を支援します。	スポーツ振興課

駅伝大会でのボランティアの様子 ▶



◀ スポーツ少年団本部
「フェスティバル」の様子

レクリエーション大会の様子
(グラウンド・ゴルフ) ▶



◀ 親子ふれあいなわとびの様子

3 スポーツの場の充実

市内には屋内スポーツ施設をはじめ、多くのスポーツ施設が設置されています。市民が身近にスポーツを行うことができる場の整備・充実に努めます。

(1) 身近なスポーツの場の提供

公共施設や、公園、遊歩道などの公共空間を活用し、市民が身近な場所でスポーツに取り組めるように支援します。また、教育委員会と連携することで、地域住民へ開放する学校体育施設の情報を集約し、より多くの市民が利用できるように有効活用を図ります。

主な取組	取組内容	実施主体
市内スポーツ施設の効果的な活用	市内各所にあるスポーツ施設について、市民が利用しやすいように、利用方法の周知や用具の充実を図るとともに、利用ニーズの高い競技種目の把握と施設整備に努めます。	スポーツ振興課 公園みどり課
文化スポーツセンターの開放事業	文化スポーツセンターの体育室を開放し、スポーツレクリエーションの普及を図ります。	スポーツ振興課
学校体育施設開放	市立小・中学校の学校施設（校庭、体育館等）を学校教育上支障のない範囲で、市民に開放します。	スポーツ振興課

(2) スポーツ施設の充実

市民のニーズに合わせた屋内・屋外スポーツ施設の適切な維持管理と、計画的な施設の充実に努めます。特に屋内スポーツ施設については、2018(平成30)年3月に策定された「八潮市新スポーツ施設整備基本構想」の3つの基本方針に基づき、新たなスポーツ施設の整備を検討します。

4 スポーツを通じたまちづくり

スポーツに関する情報の集約・整理・発信に努め、まちづくりの活力につながるスポーツへの関心を高めるための取組を行います。

(1)地域の特色を活かしたスポーツイベントによる地域活性化

スポーツは、人を元気づけるとともに、人と人とを結びつける力を持っています。地域の特色を活かしたスポーツイベントの開催等により、本市における魅力の発信やにぎわいの創出、コミュニティの形成などに向けた支援を行います。

主な取組	取組内容	実施主体
八潮市民体育祭	綱引きやリレーなどの町会自治会対抗種目と、パクパク競争などの自由参加種目を実施します。今後は、地域の人、家族、友人、子どもから高齢者まで、それぞれのライフスタイルやニーズにあわせ内容や形態検討し、魅力あるイベントを目指します。	体育協会 (協力) スポーツ振興課
八潮市民レクリエーション大会	レクリエーション加盟団体の種目を中心に実施します。また、その他にも子どもや高齢者が、レクリエーションに親しめるきっかけづくりになるようなレクリエーション大会を開催します。	レクリエーション協会 (協力) スポーツ振興課
八潮市内一周駅伝大会	市内を一周(約20km)する駅伝大会で、一般の部(15歳以上)や中学の部などとチーム単位で出場できます。出場チーム数の維持・増加に向けて、円滑に大会運営を進め、イベント自体の魅力向上に努めます。	体育協会 (協力) スポーツ振興課
八潮市高齢者と障がい者のスポーツの祭典【再掲】	高齢者と障がいのある人が参加し、玉入れや借り物競争などのスポーツを通じて、地域住民とのふれあいを楽しみます。八潮市社会福祉協議会と連携し、内容の充実を図りながら継続します。	社会福祉課
八潮市健康スポーツまつり	市民一人ひとりが自分の健康状態を知り、日常生活を振り返るなど、健康に関心を持ってもらうため、関係団体と協力して健康スポーツまつりを開催します。	健康増進課

(2)スポーツ情報の発信

市民が望んだ時に、スポーツに関わることができるように、スポーツに関わる教室やイベント、団体及びサークル、施設などの情報を容易に入手できる仕組みづくりが重要です。スポーツに関わる情報の集約・整理を行うとともに、最新の情報をわかりやすく発信するように努めます。

主な取組	取組内容	実施主体
スポーツ教室やスポーツイベントの情報発信	市内で開催されるスポーツ教室やスポーツイベントの参加者募集と、「みるスポーツ」としての情報を、広報、ホームページ、やしお840メールなどを活用して提供します。	スポーツ振興課
スポーツ情報の発信	様々な生活スタイルに応じて、気軽に行える運動やスポーツの情報の発信、ふるさと選手のPRなどを積極的に行います。	スポーツ振興課
健康づくりに関する知識の普及啓発や情報発信	健康づくりに関する知識の普及啓発及び各種事業の利用促進を図るため、広報、ホームページ、やしお840メールなどを活用して、健康情報や各種事業内容等を発信します。	健康増進課



八潮市民体育祭の様子
(左:親子でパクパク、右:綱引き)



八潮市内一周駅伝大会の様子

(3)ジュニアアスリートの発掘・育成

意識調査の結果をみると、4人に1人の割合で将来プロのスポーツ選手やオリンピック選手になりたい子どもがいました。今後、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、トップアスリートに憧れる子どもはますます多くなると考えられます。

本市では、トップレベルを目指す子どもを応援するために、スポーツ団体等、指導者、保護者、学校などと連携し、支援体制を強化します。加えて、「埼玉県ジュニアアスリート(彩の国プラチナキッズ)発掘育成事業」との連携により、ジュニアアスリートの発掘・育成を目指します。

また、トップレベルを目指したいというモチベーションをより一層高めるために、トップアスリートとの交流の機会を創出します。

主な取組	取組内容	実施主体
トップアスリート発掘・育成事業	トップレベルを目指すジュニアアスリートを発掘・育成し、本市からトップアスリートを輩出するための事業を検討します。	スポーツ振興課
トップアスリートの講演会の開催	スポーツに対するモチベーションをより一層高めるために、トップアスリートの講演会を開催します。	スポーツ振興課



川内選手を迎えた駅伝大会の様子



ヨネックスのバドミントンチームに所属する選手を迎えた親子バドミントン教室の様子



女子プロ野球チームの埼玉アストライアに所属する選手を迎えたボール投げ教室の様子

第5章 計画の推進体制と評価

1 推進体制

本計画の基本理念である『だれもが「する」「みる」「まなぶ」「ささえる」スポーツやしお』を実現するためには、市民・スポーツ団体等・行政等が互いの役割を補い合い、共生・協働しながらスポーツを推進することが重要です。そのため、効果的な計画の推進に向けて以下にそれぞれの役割を示します。

(1)市民

自身のライフステージや体力、特性を踏まえて、スポーツを「する」、「みる」、「まなぶ」、「ささえる」など、自分に適したスポーツの楽しみ方を見つけ、主体的にスポーツに関わることが期待されます。これまでスポーツを行っていない市民は、スポーツが持つ力を理解し、積極的にスポーツに取り組むきっかけをつかむことが求められます。一方、現在、スポーツを行っている市民は、より一層スポーツの楽しさを深め、広げ、豊かな生活を送るとともに、人や地域とのつながりを築くことが求められます。

(2)スポーツ団体

今後も本市のスポーツ推進の担い手として、市や学校、民間事業者などと良好な連携を図りながら、市民のスポーツ参加機会の拡充を図ることが求められます。

(3)学校

運動やスポーツが好きな子どもを増やし、体力・運動能力の向上を図るとともに、生涯にわたりスポーツに親しむきっかけづくりを推進することが求められます。

(4)民間事業者・関係機関

健康づくりのための身体の動かし方やそれぞれの競技種目で求められる技術などの専門知識を活かし、市内のスポーツ団体等や市と連携して、スポーツ環境の充実や技術の提供を図ることが期待されます。

(5)スポーツ推進委員

多くの市民にスポーツを楽しんでもらうため、市やスポーツ団体と連携し、スポーツに関する指導・助言を行います。また、市民に身近な立場であることから、市民と市を結ぶコーディネーターとしての役割を担います。

(6)市

本計画の実施主体として、『だれもが「する」「みる」「まなぶ」「ささえる」スポーツやしお』の実現に向けて、スポーツ団体、学校、スポーツ推進委員等と連携し、それらの団体が主体的にスポーツ推進事業を行っていけるよう、環境整備や助言等の支援を行います。

2 評価と見直し

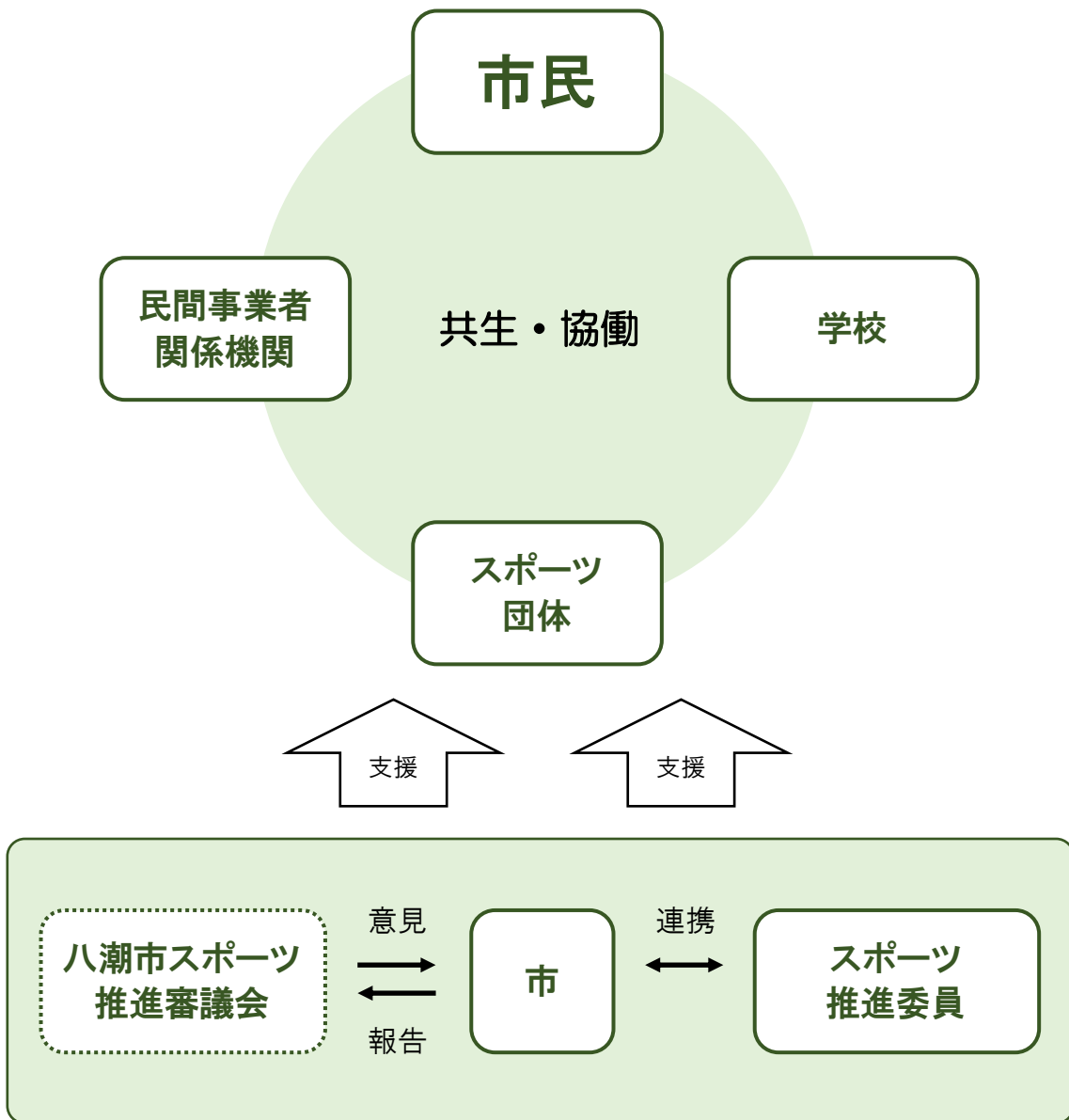
各実施主体が年度ごとに各施策目標をもとに進捗状況を点検するとともに、本市のスポーツ推進に関する重要事項を調査審議する機関である「八潮市スポーツ推進審議会」において、市が本計画の進捗状況を報告し、意見を伺い、その実効性を確保します。

また、見直しの際には、審議会における意見や社会状況の変化等を踏まえ、効果的にスポーツ推進施策が実施できるよう市民との協働により推進を目指します。

計画の推進イメージ図

基本理念	だれもが「する」「みる」「まなぶ」「ささえる」スポーツやしお
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> (1)スポーツへの参加機会の充実 (2)スポーツ活動を支える人材と団体の育成 (3)スポーツの場の充実 (4)スポーツを通じたまちづくり

基本理念・基本目標の実現



参考資料

1 八潮市スポーツ推進審議会条例

八潮市スポーツ推進審議会条例

昭和63年3月25日

条例第2号

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の規定に基づき、八潮市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、スポーツ推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。

- (1) 法第10条第1項の地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (3) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (4) スポーツ事業の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツ団体の育成に関すること。
- (6) スポーツ団体に対する補助金の交付に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者の中から市長が教育委員会の意見を聴いて委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2号により委員となった者は、その職を退いたときは委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

2 八潮市スポーツ推進審議会委員名簿

八潮市スポーツ推進審議会委員名簿

No.	氏名	所属団体等
1	○網谷 泰子	八潮市レクリエーション協会 理事
2	内山 摩矢	八潮市スポーツ少年団本部
3	酒井 のぞみ	八潮市スポーツ推進委員協議会
4	◎佐藤 順一	八潮市体育協会 理事長
5	篠田 昇	町会役員
6	鈴木 雅人	鶴ヶ曽根接骨院 院長
7	須永 美歌子	日本体育大学 教授
8	中田 次夫	埼玉県陸上競技協会 理事長
9	平田 卓朗	新宿医療専門学校 陸上競技部 顧問 日本陸上競技連盟強化委員会 十種競技コーチ
10	影山 勇夫	埼玉県障害者スポーツ指導者協議会 理事 県東南部地域支援連絡会 代表幹事
11	坪井 俊治	八潮市小学校体育連盟 会長 八潮市立潮止小学校 校長
12	檜田 勝巳	八潮市中学校体育連盟 会長 八潮市立八幡中学校 校長
13	伊藤 えつ子	埼玉県立八潮高等学校 校長

注1)「◎」は委員長、「○」は副委員長

注2)敬称略(2018(平成30)年5月1日現在)

3 八潮市スポーツ推進計画策定委員会要綱

八潮市スポーツ推進計画策定委員会要綱

(2018(平成30)年4月9日市長決裁)

(設置)

第1条 八潮市のスポーツ推進を総合的かつ効率的に推進する計画(以下「八潮市スポーツ推進計画」という。)の策定に際し、必要な事項を協議するため、八潮市スポーツ推進計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、八潮市スポーツ推進計画の策定を行う。

(組織)

第3条 策定委員会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 政策担当
- (2) 企画経営課長
- (3) アセットマネジメント推進課長
- (4) 長寿介護課長
- (5) 健康増進課長
- (6) 子育て支援課長
- (7) 障がい福祉課長
- (8) 市民活力推進部副部長
- (9) 公園みどり課長
- (10) 指導課長
- (11) 前各号に定める者のほか、市長が指名する者

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、市民活力推進部副部長とし、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 委員長は、会議を招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、八潮市スポーツ推進計画の策定が完了するまでの期間とする。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、市民活力推進部スポーツ振興課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

この規程は、市長決裁の日から施行する。

4 八潮市スポーツ推進計画策定委員会委員名簿

八潮市スポーツ推進計画策定委員会委員名簿

No.	氏名	所属	役職名
1	保坂 航平	企画財政部 政策担当	主幹
2	○井上 淳子	企画財政部 企画経営課	課長
3	宇田川 智	企画財政部 アセットマネジメント推進課	副部長 兼課長
4	神原 淳一	健康福祉部 長寿介護課	課長
5	大出 久美子	健康福祉部 健康増進課	課長
6	千葉 靖志	子育て福祉部 子育て支援課	課長
7	萩野 範之	子育て福祉部 障がい福祉課	課長
8	◎宮下 泰朗	市民活力推進部	副部長
9	小倉 達也	都市デザイン部 公園みどり課	課長
10	猪原 誠一	学校教育部 指導課	課長

注1)「◎」は委員長、「○」は副委員長

注2)敬称略(2018(平成30)年5月1日現在)

5 八潮市スポーツ推進計画策定検討経過

日付	会議	検討内容
平成30年 6月12日	第1回審議会	○(仮称)八潮市スポーツ推進計画の策定について ○スポーツにかかわる市民意識調査(アンケート)について
平成30年 7月26日	第1回策定委員会	○(仮称)八潮市スポーツ推進計画の策定について ○スポーツにかかわる市民意識調査(アンケート)について
平成30年 8月28日	第2回審議会	○(仮称)八潮市スポーツ推進計画の構成(案) ○基本理念について ○施策体系(案)について
平成30年 10月2日	第2回策定委員会	○(仮称)八潮市スポーツ推進計画の構成(案) ○基本理念について ○施策体系(案)について
平成30年 11月1日	第3回策定委員会	○(仮称)八潮市スポーツ推進計画の素案(案)について
平成30年 11月8日	第3回審議会	○(仮称)八潮市スポーツ推進計画(素案)について
平成30年12月10日～平成31年1月14日 八潮市スポーツ推進計画(案)に対する意見募集(パブリックコメント)の実施 【結果】提出された意見はありませんでした。		
平成31年 1月24日	教育委員会	○八潮市スポーツ推進計画(案)の意見聴取
平成31年 1月30日	第4回策定委員会	○八潮市スポーツ推進計画(案)について
平成31年 2月12日	第4回審議会	○八潮市スポーツ推進計画(案)について
平成31年2月15日 八潮市スポーツ推進計画(案)について、八潮市スポーツ推進審議会から答申		

注1)「審議会」は八潮市スポーツ推進審議会

注2)「策定委員会」は八潮市スポーツ推進計画策定委員会

6 八潮市スポーツ推進計画の策定に係る諮問及び答申

八潮ス発第 142 号

平成30年6月12日

八潮市スポーツ推進審議会
会長 佐藤 順一 様

八潮市長 大山 忍

(仮称)八潮市スポーツ推進計画の策定について(諮問)

八潮市スポーツ推進審議会条例(昭和63年3月25日条例第2号)
第2条第1号の規定に基づき、(仮称)八潮市スポーツ推進計画の策定
について、貴審議会の意見を求めます。

平成31年2月15日

八潮市長 大山 忍 様

八潮市スポーツ推進審議会
会長 佐藤 順一

(仮称)八潮市スポーツ推進計画の策定について(答申)

平成30年6月12日付け、八潮ス発第 142 号で諮問のあった
「(仮称)八潮市スポーツ推進計画の策定」について、慎重に審議した結
果、別添のとおり取りまとめたので答申します。

以上

7 スポーツ基本法

スポーツ基本法(平成23年法律第78号)

スポーツ振興法(昭和三十六年法律第百四十一号)の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 スポーツ基本計画等(第九条・第十条)

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等(第十一条―第二十条)

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備(第二十一条―第二十四条)

第三節 競技水準の向上等(第二十五条―第二十九条)

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備(第三十条―第三十二条)

第五章 国の補助等(第三十三条―第三十五条)

附則

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵(かん)養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。

スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、

こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。また、スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たすものである。

そして、地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支える好循環をもたらすものである。

このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、二十一世紀の我が国の発展のために不可欠な重要課題である。

ここに、スポーツ立国の実現を目指し、国家戦略として、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成、活力ある社会の実現及び国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようにするとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手（プロスポーツの選手を含む。以下同じ。）が国際競技大会（オリンピック競

技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツに関する競技水準（以下「競技水準」という。）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるよう推進されなければならない。

8 スポーツは、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ団体の努力)

第五条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成するよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努めるものとする。

(国民の参加及び支援の促進)

第六条 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、国民が健やかで明るく豊かな生活を享受することができるよう、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、スポーツに関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 スポーツ基本計画等

(スポーツ基本計画)

第九条 文部科学大臣は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツの推進に関する基本的な計画（以下「スポーツ基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。
- 3 文部科学大臣は、スポーツ基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十条に規定するスポーツ推進会議において連絡調整を図るものとする。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定

地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方スポーツ推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツの推進のための基礎的条件の整備等

(指導者等の養成等)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者その他スポーツの推進に寄与する人材（以下「指導者等」という。）の養成及び資質の向上並びにその活用のため、系統的な養成システムの開発又は利用への支援、研究集会又は講習会（以下「研究集会等」という。）の開催その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、国民が身近にスポーツに親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設（スポーツの設備を含む。以下同じ。）の整備、利用者の需要に応じたスポーツ施設の運用の改善、スポーツ施設への指導者等の配置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- 2 前項の規定によりスポーツ施設を整備するに当たっては、当該スポーツ施設の利用の実態等に応じて、安全の確保を図るとともに、障害者等の利便性の向上を図るよう努めるものとする。

(学校施設の利用)

第十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに

関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ事故の防止等）

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決）

第十五条 国は、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停の中立性及び公正性が確保され、スポーツを行う者の権利利益の保護が図られるよう、スポーツに関する紛争の仲裁又は調停を行う機関への支援、仲裁人等の資質の向上、紛争解決手続についてのスポーツ団体の理解の増進その他のスポーツに関する紛争の迅速かつ適正な解決に資するために必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツに関する科学研究の推進等）

第十六条 国は、医学、歯学、生理学、心理学、力学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際の及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等との連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、我が国のスポーツの推進を図るため、スポーツの実施状況並びに競技水準の向上を図るための調査研究の成果及

び取組の状況に関する情報その他のスポーツに関する国の内外の情報の収集、整理及び活用について必要な施策を講ずるものとする。

（学校における体育の充実）

第十七条 国及び地方公共団体は、学校における体育が青少年の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、スポーツに関する技能及び生涯にわたってスポーツに親しむ態度を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、体育に関する指導の充実、体育館、運動場、水泳プール、武道場その他のスポーツ施設の整備、体育に関する教員の資質の向上、地域におけるスポーツの指導者等の活用その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（スポーツ産業の事業者との連携等）

第十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進）

第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。

（顕彰）

第二十条 国及び地方公共団体は、スポーツの競技会において優秀な成績を収めた者及びスポーツの発展に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

第二節 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備

(地域におけるスポーツの振興のための事業への支援等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、国民がその興味又は関心に応じて身近にスポーツに親しむことができるよう、住民が主体的に運営するスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う地域におけるスポーツの振興のための事業への支援、住民が安全かつ効果的にスポーツを行うための指導者等の配置、住民が快適にスポーツを行い相互に交流を深めることができるスポーツ施設の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第二十二条 地方公共団体は、広く住民が自主的かつ積極的に参加できるような運動会、競技会、体力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するよう努めるとともに、地域スポーツクラブその他の者がこれらの行事を実施するよう奨励に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に関し必要な援助を行うものとする。

(体育の日の行事)

第二十三条 国及び地方公共団体は、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第二条に規定する体育の日において、国民の間に広くスポーツについての関心と理解を深め、かつ、積極的にスポーツを行う意欲を高揚するような行事を実施するよう努めるとともに、広く国民があらゆる地域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツを行うことができるような行事が実施されるよう、必要な施策を講じ、及び援助を行うよう努めなければならない。

(野外活動及びスポーツ・レクリエーション活動の普及奨励)

第二十四条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達、生きがいのある豊かな生活の実現等のために行われるハイキング、サイクリング、キャンプ活動その他の野外活動及びスポーツとして行われるレクリエーション活動（以下この条において「スポーツ・レクリエーション活動」と

いう。）を普及奨励するため、野外活動又はスポーツ・レクリエーション活動に係るスポーツ施設の整備、住民の交流の場となる行事の実施その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第三節 競技水準の向上等

(優秀なスポーツ選手の育成等)

第二十五条 国は、優秀なスポーツ選手を確保し、及び育成するため、スポーツ団体が行う合宿、国際競技大会又は全国的な規模のスポーツの競技会へのスポーツ選手及び指導者等の派遣、優れた資質を有する青少年に対する指導その他の活動への支援、スポーツ選手の競技技術の向上及びその効果の十分な発揮を図る上で必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、優秀なスポーツ選手及び指導者等が、生涯にわたりその有する能力を幅広く社会に生かすことができるよう、社会の各分野で活躍できる知識及び技能の習得に対する支援並びに活躍できる環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会)

第二十六条 国民体育大会は、公益財団法人日本体育協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

2 全国障害者スポーツ大会は、財団法人日本障害者スポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本体育協会又は財団法人日本障害者スポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

(国際競技大会の招致又は開催の支援等)
第二十七条 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が円滑になされるよう、環境の保全に留意しつつ、そのための社会的気運の醸成、当該招致又は開催に必要な資金の確保、国際競技大会に参加する外国人の受入れ等に必要な特別の措置を講ずるものとする。

2 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。）、財団法人日本障害者スポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

(企業、大学等によるスポーツへの支援)
第二十八条 国は、スポーツの普及又は競技水準の向上を図る上で企業のスポーツチーム等が果たす役割の重要性に鑑み、企業、大学等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

(ドーピング防止活動の推進)
第二十九条 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 スポーツの推進に係る体制の整備

(スポーツ推進会議)

第三十条 政府は、スポーツに関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、スポーツ推進会議を設け、文部科学省及び厚生労働省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等)

第三十一条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

第五章 国の補助等

(国の補助)

第三十三条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の実施及び運営に要する経費であつて、これらの開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの推進のために地方公共団体が行う事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの

2 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第十一条から第十三条までの規定の適用があるものとする。

3 国は、スポーツ団体であってその行う事業が我が国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に関し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(地方公共団体の補助)

第三十四条 地方公共団体は、スポーツ団体に対し、その行うスポーツの振興のための事業に関し必要な経費について、その一部を補助することができる。

(審議会等への諮問等)

第三十五条 国又は地方公共団体が第三十三条第三項又は前条の規定により社会教育関係団体（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十条に規定する社会教育関係団体をいう。）であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が第九条第二項の政令で定める審議会等の、地方公共団体にあつては教育委員会（特定地方公共団体におけるスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）に係る補助金の交付については、その長）がスポーツ推進審議会等その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。この意見を聴いた場合においては、同法第十三条の規定による意見を聴くことを要しない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(スポーツに関する施策を総合的に推進するための行政組織の在り方の検討)

第二条 政府は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツ庁及びスポーツに関する審議会等の設置等行政組織の在り方について、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(スポーツの振興に関する計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第四条の規定により策定されている同条第一項に規定するスポーツの振興に関する基本的計画又は同条第三項に規定するスポーツの振興に関する計画は、それぞれ改正後のスポーツ基本法第九条又は第十条の規定により策定されたスポーツ基本計画又は地方スポーツ推進計画とみなす。

(スポーツ推進委員に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第十九条第一項の規定により委嘱されている体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第三十二条第一項の規定により委嘱されたスポーツ推進委員とみなす。

八潮市スポーツ推進計画

2019（平成 31）年 3 月

発行：八潮市

編集：八潮市市民活力推進部スポーツ振興課

八潮市八潮三丁目 31 番地

048-996-5126（直通）



だれもが「する」「みる」「まなぶ」「ささえる」
スポーツやしお